

山形県子ども・若者ビジョン

～子ども・若者一人ひとりが夢と希望を持ち

輝いて生きていける山形県をめざして～



山形県



「子ども・若者一人ひとりが輝く山形」 をめざして

無限の可能性を持つ子ども、新しい創造性を発揮する若者は、社会とつながり、人とのつながりのなかで成長し、自立していきます。子どもも若者も、生まれたての赤ちゃんも、大人とともに生き、ともに支え合う存在として、みんなが役割を持って生きています。一人ひとりが社会を構成する大切な存在なのです。

山形の未来を担う子どもや若者が健やかに成長し、社会で自立していくための環境を整えていくことは、私たち大人と社会の責務であると考えています。

県では、これまで「山形県青少年健全育成基本計画」に基づき、青少年の健全育成に取り組むとともに、次代を担うすべての若者が持てる力を発揮し、活躍できる山形県をめざし、「やまがた若者活躍応援プロジェクト」を進めてまいりました。

近年、少子高齢化や情報化の進展等により、社会環境が大きく変化している中で、不登校、ニート、ひきこもり等生きづらさを抱える子どもや若者の増加やいじめ、児童虐待、子どもの貧困など、子どもや若者をめぐる問題は、幅広く、また、深刻さを増してきています。

このような状況を踏まえ、県はこれまでの青少年健全育成の取組みを継承し、若者が活躍できる環境づくりをさらに充実するとともに、不登校やひきこもり等社会参加に困難を有する子ども・若者や家族への支援の視点を加えた新たな指針として「山形県子ども・若者ビジョン」を策定いたしました。

本ビジョンでは、「子ども・若者の育成と自立に向けた支援」、「若者が活躍できる環境づくりの推進」、「困難を有する子ども・若者や家族への支援」を3つの柱として掲げており、これに添って、「子ども・若者一人ひとりが、夢と希望を持ち、輝いて生きていける山形県」の実現をめざした取組みを推進してまいります。

県民の皆様におかれましても、策定の趣旨を御理解いただきますとともに、市町村をはじめ関係機関、団体、NPO、ボランティア等、子ども・若者に関わるすべての県民の皆様とともに力を合わせて取り組んでまいりたいと考えておりますので御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本ビジョンの策定にあたり、貴重な御意見をいただきました山形県青少年健全育成審議会委員をはじめ多くの県民の皆様から心から感謝申し上げます。

平成27年3月

山形県知事 吉村 美栄子

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	4
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	4
4 計画の対象	5

第2章 子ども・若者の現状と課題

1 子ども・若者の状況	6
2 社会環境・状況の変化	12
3 困難を有する子ども・若者	18

第3章 基本的な考え方

1 3つの柱と基本方針	30
2 子ども・若者の育成支援を推進する3つの視点	31
3 7つの基本的方向と17の施策の方向	31

第4章 子ども・若者の育成支援施策の方向

I 子ども・若者の育成と自立に向けた支援	
基本的方向1 子ども・若者の自己形成支援	32
基本的方向2 子ども・若者の社会形成・社会参加支援	34
基本的方向3 社会全体で支えるための環境づくり	36
II 若者が活躍できる環境づくりの推進	
基本的方向4 若者が活躍できる基盤づくりへの支援	38
基本的方向5 若者のライフステージに応じた総合的な支援	40
III 困難を有する子ども・若者や家族への支援	
基本的方向6 様々な状況ごとの相談と支援の充実	42
基本的方向7 安心して生活できる体制の構築	44

第5章 施策の推進に向けて

1 施策の推進体制	46
2 周知・広報	46
3 施策の進行管理	46

【参考資料】

■山形県子ども・若者ビジョンの概要	48
■山形県子ども・若者ビジョンの策定経過	50
■山形県青少年健全育成審議会委員名簿	51
■山形県青少年健全育成条例	52
■子ども・若者育成支援推進法	54
■児童の権利に関する条約	59



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

すべての子どもや若者が、心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って、生き生きと幸せに生きていくことは県民すべての願いです。

近年、少子高齢化や情報化社会の進展、若年者雇用の不安定化など子どもや若者を取り巻く環境が大きく変化しています。平成22年に「子ども・若者育成支援推進法」が制定され5年が経過しますが、いじめ、児童虐待、不登校、ひきこもり等子ども・若者をめぐる問題は依然として厳しい状況です。

本県では、平成22年に策定しました「山形県青少年健全育成基本計画」に基づく青少年の健全育成を主軸とした施策に加え、若者が地域で活躍できる環境づくりを進めるとともに、平成25年には「困難を有する若者等に関するアンケート調査」を実施し、相談しやすい環境づくりに向けた取組みをスタートさせています。

子ども・若者のおかれている環境や、抱えている困難は多様であることから、一人ひとりの状況に応じた社会全体での重層的な支援が必要です。とりわけ、職業的自立は、若者にとって切実な問題として立ち現われています。また、子どもの貧困等新たな課題への対応も求められています。

このため、今後の取組みの方向性を明示し、子ども・若者に関わるすべての県民が一体となって、分野や主体の境界を越え、子ども・若者の育成や自立に向けた支援を推進していくための指針として、本ビジョンを策定するものです。



2 計画の位置づけ

「子ども・若者育成支援推進法」第9条に規定する都道府県子ども・若者計画及び「山形県青少年健全育成条例」第6条の7に規定する青少年の健全な育成に関する基本計画として位置づけます。

さらに、「やまがた子育て応援プラン」^{*1}、「第6次山形県教育振興計画（案）」^{*2}など関係計画と連携し、子ども・若者の育成支援施策を示すものです。

3 計画の期間

平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間とします。

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととしています。

4 計画の対象

0歳から40歳未満までとします。

なお、「子ども・若者」の呼称・年齢区分は、法令等により異なることから、施策によっては、「青少年」「児童生徒」などの用語を使用しています。

■ 「子ども・若者」の呼称について

子ども：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。なお、乳幼児期からポスト青年期までを広く支援対象とするということを明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を用いています。

- 乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。
- 学童期は、小学生の者。
- 思春期は、中学生からおおむね18歳までの者。
- 思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。
- 青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。
- ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。



※1 やまがた子育て応援プラン：子育て支援・少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための具体的な施策を盛り込んだ計画（計画期間は平成27年度から31年度）

※2 第6次山形県教育振興計画（案）：今後おおむね10年間の本県教育行政の方向性と、それを踏まえた具体的な施策を盛り込んだ中短期の計画（計画期間は平成27年度から31年度）



1 子ども・若者の状況

(1) 人口の推移

① 子ども・若者の人口推移

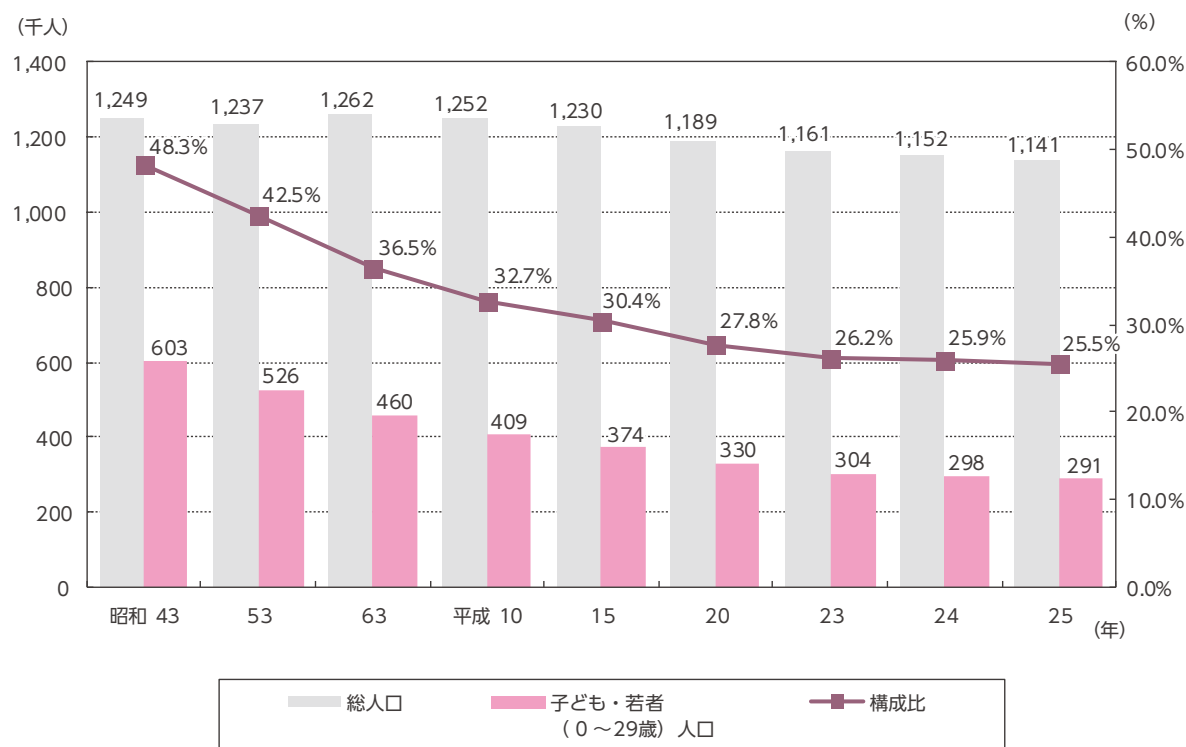
平成25年10月1日現在の山形県の総人口は、1,141,260人であり、このうち子ども・若者（0～29歳）の人口は、290,639人で、総人口の25.5%を占めています。

総人口に占める子ども・若者の割合は、年々減少しており、昭和43年は48.3%と約半数でしたが、平成20年には3割を切り、平成25年は25.5%で昭和43年より22.8ポイントの減少となっています。

また、年齢ごとの人口を見ると、平成25年10月1日現在の1歳の人口は8,284人と、最も多い63歳の人口20,786人の40%程度となっています。

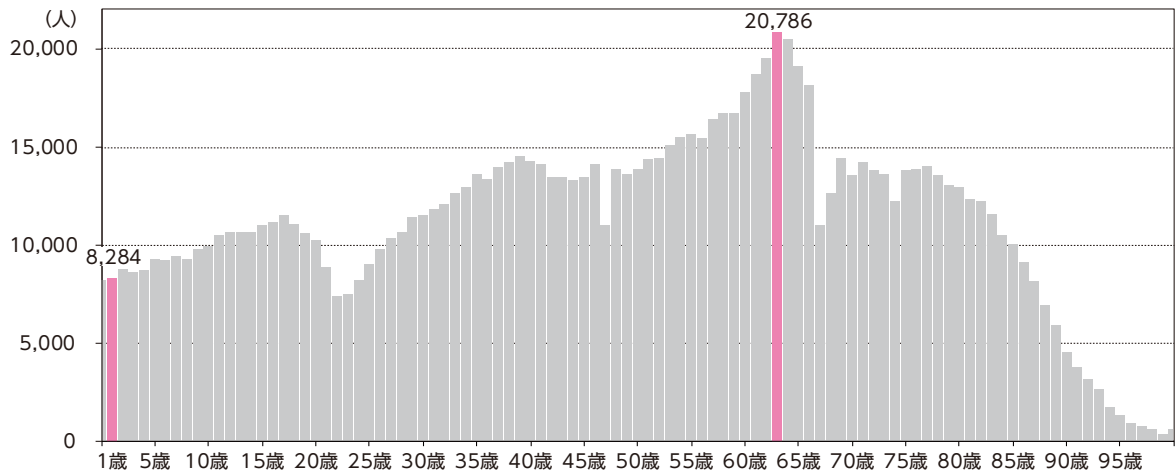


図表1 子ども・若者人口及び総人口に占める割合の推移（山形県）



資料：山形県統計企画課「山形県の人口と世帯数」、総務省「国勢調査」

図表2 年齢別人口（平成25年10月1日現在）（山形県）



資料：山形県統計企画課「山形県の人口と世帯数」

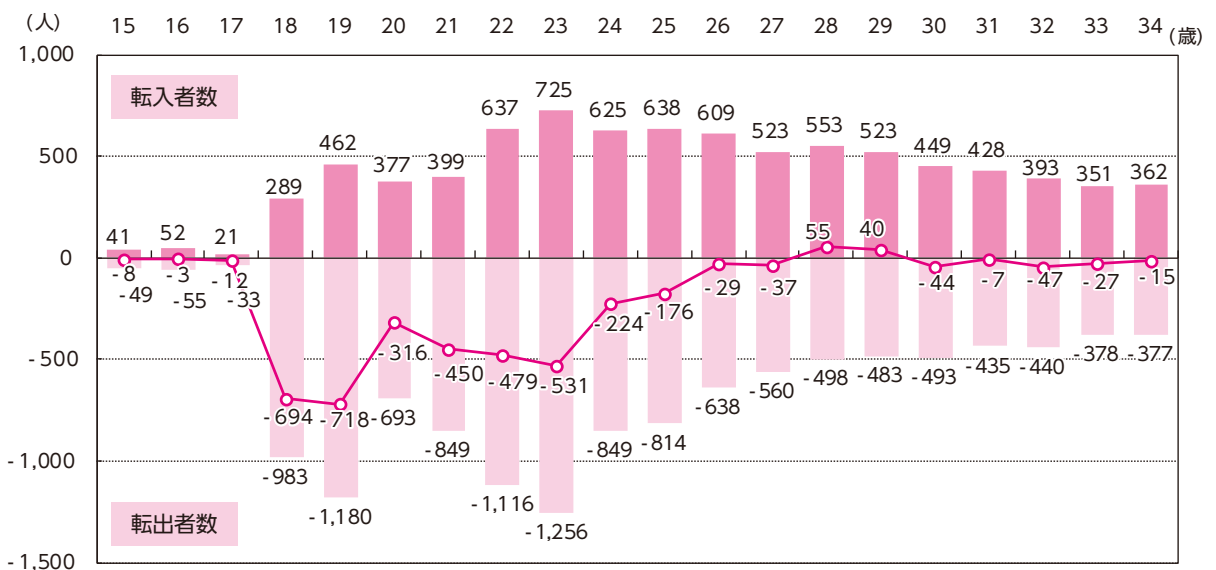
② 若者の県外流出の状況

平成25年山形県社会的移動人口調査によると、平成24年10月～平成25年9月の県外からの転入者数は15,358人、県外への転出者数は19,213人で3,855人の転出超過となっています。

年齢別にみると、18、19歳と21～23歳の、高校・短大・大学を卒業する年齢の若者の転出超過が目立ちます。転出超過数は、19歳の718人が最も多く、次いで18歳の694人、23歳の531人、22歳の479人と続きます。

18～24歳の転出超過3,412人は、全年齢を通じての転出超過総数3,855人の88.5%を占めており、若者の県外流出が県人口減少の大きな要因の一つとなっています。

図表3 年齢別県外転入・転出者数（平成24年10月～平成25年9月）（山形県）



資料：山形県統計企画課「山形県の人口と世帯数」

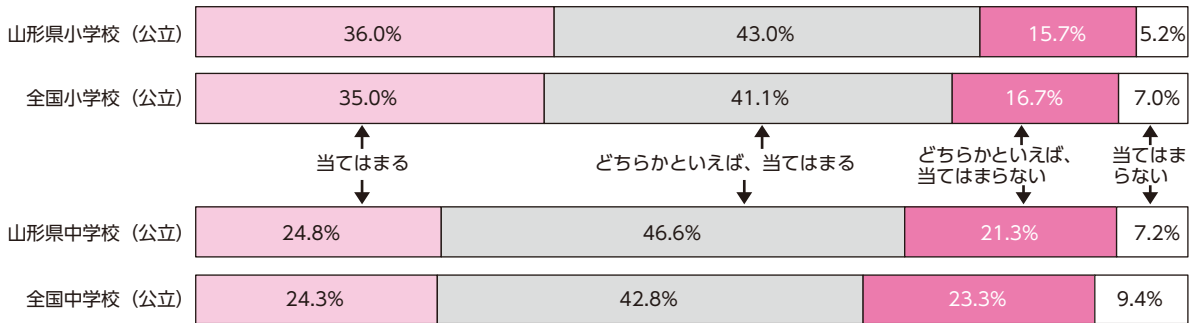
(2) 子ども・若者に関する意識と行動

① 子ども・若者の意識と行動

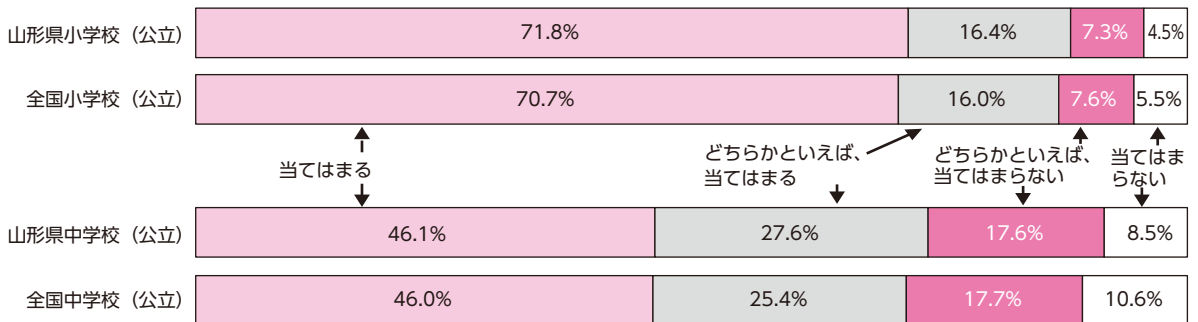
■ 全国学力・学習状況調査

本県の小中学生とも、自分の良いところや将来の夢や目標があるかという問いに対しての肯定的な回答は、全国平均を上回っています。

図表4 子ども意識（自分にはよいところがあるか）（平成26年）（全国・山形県）



図表5 子ども意識（将来の夢や目標を持っているか）（平成26年）（全国・山形県）



資料：文部科学省「平成26年度全国学力・学習状況調査」

■ 社会生活基本調査

本県の児童生徒がボランティア活動に従事する率は、全国平均に比べて高く、今後もボランティア活動へのさらなる参画が望まれます。

図表6 ボランティア活動の行動者率（全国・山形県）

(単位：%)

		全 国		県	
		男 子	女 子	男 子	女 子
平成23年	小学生	24.4	28.1	42.7	30.1
	中学生	24.2	29.6	61.2	46.9
	高校生	18.5	23.5	25.9	31.8
平成18年	小学生	26.5	30.4	40.4	36.7
	中学生	26.3	31.4	32.0	44.6
	高校生	18.3	25.7	22.4	19.2

資料：総務省「社会生活基本調査」

■ 青少年ボランティアサークルの状況

地域を拠点とした青少年の自主的な地域青少年ボランティア活動（ＹＹボランティア）は、全国的にも珍しく、多様な活動が見られます。

団体数・人数ともに減少傾向にあることから、青少年がボランティア活動に取り組みやすい環境整備が求められています。

図表7 地域青少年ボランティアの推移（山形県）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
団体数	88	86	84	84	72	71
人数	1,387	1,308	1,257	1,236	1,144	1,126

資料：山形県文化財・生涯学習課

② 若者の活躍や自立に関する県民意識

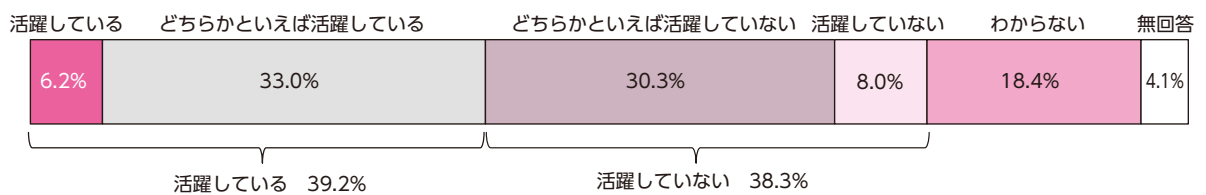
■ 県政アンケート調査

ア 若者の活躍について

本県の若者が総じて職場や地域で活躍しているかたずねたところ、『活躍している』（「活躍している」＋「どちらかといえば活躍している」）と答えた割合は約4割となっています。

一方、『活躍していない』（「活躍していない」＋「どちらかといえば活躍していない」）と答えた割合が約4割、「わからない」と答えた割合を含めれば半数以上を占めており、地域における若者の活躍を推進する機運のさらなる醸成とともに、若者が職場や地域で活躍できる場や機会の確保などが課題となっています。

図表8 若者の活躍の有無（平成25年）（山形県）



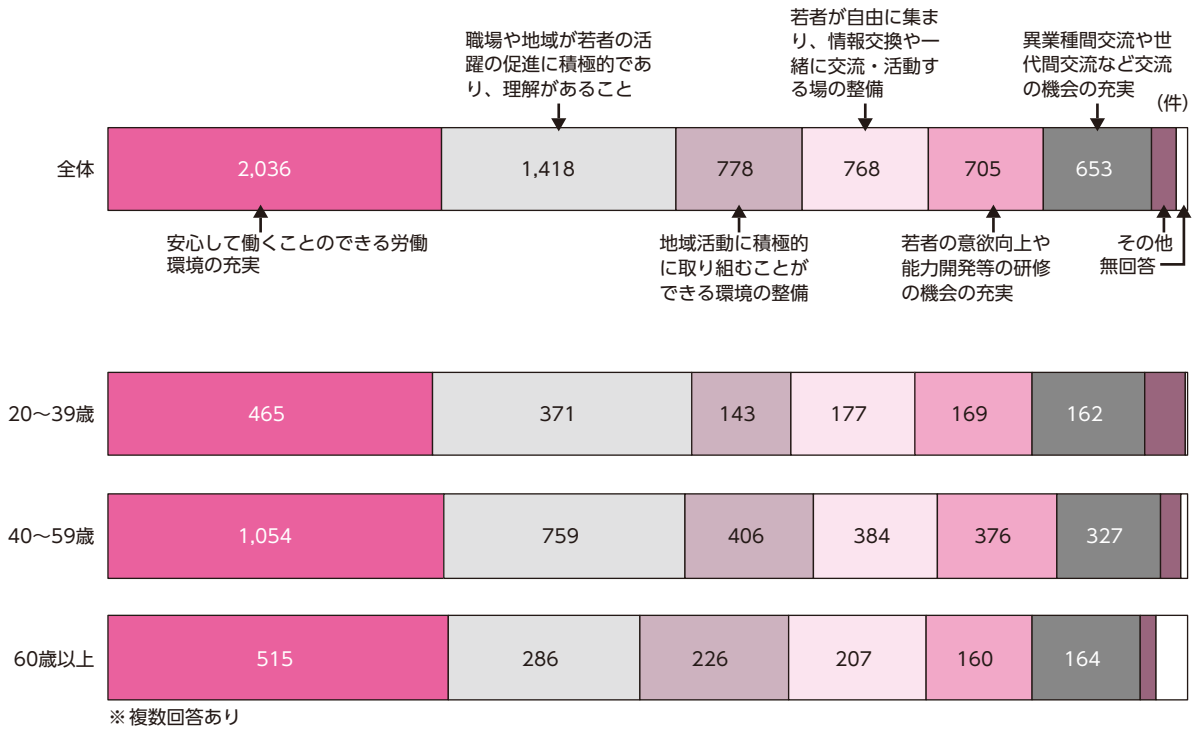
資料：山形県企画調整課「平成25年度県政アンケート調査報告書」

イ 若者が活躍するための取組みについて

若者が地域に定着し、意欲的に仕事や地域活動に取り組むために必要なこととして、「安心して働くことのできる労働環境の充実」を挙げた回答がどの世代にも多く見られます。

一方、若者（20～39歳）には、上記に加え職場や地域の理解を求めている回答が多いことから、地域活動に取り組むことができる環境整備とともに、若者の活動に対する職場や地域における理解を得られるよう若者活動のより一層の情報発信を行うなど、若者層のニーズに応じた取組み・施策が求められています。

図表9 若者が活躍するための取組み（平成25年）（山形県）



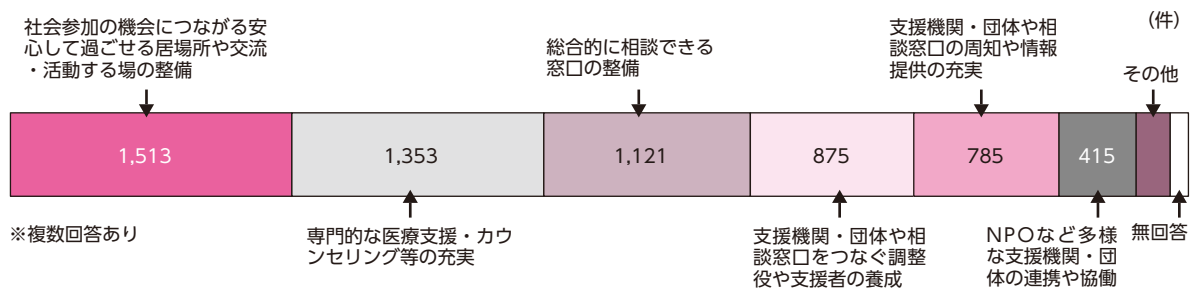
資料：山形県企画調整課「平成25年度県政アンケート調査報告書」

ウ 社会参加に困難を有する若者の自立支援策

社会参加に困難を有する若者については、自立支援策として「社会参加の機会につながる安心して過ごせる居場所や交流・活動する場の整備」を求める意見が最も多く、今後も充実が求められています。

また、医療支援・カウンセリング等の充実、相談窓口の整備を求める割合が高いことから、行政・医療機関に対し、社会参加に困難を有する若者本人やその家族が、悩み・不安などを相談しやすいような施策が求められています。

図表10 社会生活に困難を有する若者の自立支援策（平成25年）（山形県）



資料：山形県企画調整課「平成25年度県政アンケート調査報告書」

③ 地域における若者の活躍

■ 若者交流ネットワーク総合推進事業

県内の若者グループを対象とする若者交流ネットワークシステム「やまがたおこしあいネット」を平成24年より開設し、若者同士の相互交流を図るとともに、若者団体の団体情報・活動情報を発信しています。

図表11 やまがたおこしあいネット登録団体数の推移（山形県）

	平成24年	平成25年	平成26年
登録団体数	102	155	213

※各年3月末現在の数値

資料：山形県若者支援・男女共同参画課

■ やまがた若者チャレンジ応援事業

山形を元気にするアイデアや地域課題を解決する若者らしい取組みに対する助成事業として「やまがた若者チャレンジ応援事業」を平成25年度より実施しています。

図表12 やまがた若者チャレンジ応援事業の事業提案数及び採択数の推移（山形県）

	平成25年度		平成26年度	
	提案数	採択数	提案数	採択数
一般型 事業提案	15	6	17	8
テーマ型 事業提案	20	5	13	5

※平成25年度は第1期・第2期募集分の計

平成25年度のテーマ型：県産利用拡大部門、山形観光パワーアップ部門

平成26年度のテーマ型：若者ボランティア実践部門、山形「観光」パワーアップ部門、婚活応援部門

資料：山形県若者支援・男女共同参画課

④ 若者の県政への参画

■ 県の審議会等における若者委員の登用状況

県の審議会等において、若者委員（39歳以下）を1名以上登用している割合は年々増加しています。今後もより多くの審議会等に若者が参画することにより、若者の視点・考えが県政に反映されることが期待されます。

図表13 県の審議会等における若者委員を1名以上登用している割合の推移（山形県）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
若者委員を1名以上登用している審議会等の割合	31.8%	39.2%	59.1%	78.9%

※各年9月末現在の数値

資料：山形県若者支援・男女共同参画課

2 社会環境・状況の変化

(1) 子ども・若者をめぐる社会環境の変化

① 情報化社会の進展

全国におけるインターネットの人口普及率は、82.8%（総務省「通信利用動向調査（平成25年）」）となっています。

情報化社会の進展は、生活の利便性を向上させるとともに、新たな知的価値や産業を創造する一方で、人間関係などに負の影響を及ぼしたり、子どもや若者が犯罪の被害者あるいは加害者となる恐れがあります。

■ 高校生のスマートフォン・携帯電話の所持状況について

本県の公立高校1年生におけるスマートフォンの所持率は96%を超えており、全国の所持率88%に比べて高くなっています。

図表14 スマートフォン・携帯電話の所持状況について（山形県）（平成26年1月現在）

項目 課程	回答人数 (人)	スマートフォン		携帯電話		合計		不所持	
		人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
全定合計	7,306	7,063	96.7%	180	2.5%	7,243	99.1%	63	0.9%
全日制	7,228	7,001	96.9%	166	2.3%	7,167	99.2%	61	0.8%
定時制	78	62	79.5%	14	17.9%	76	97.4%	2	2.6%

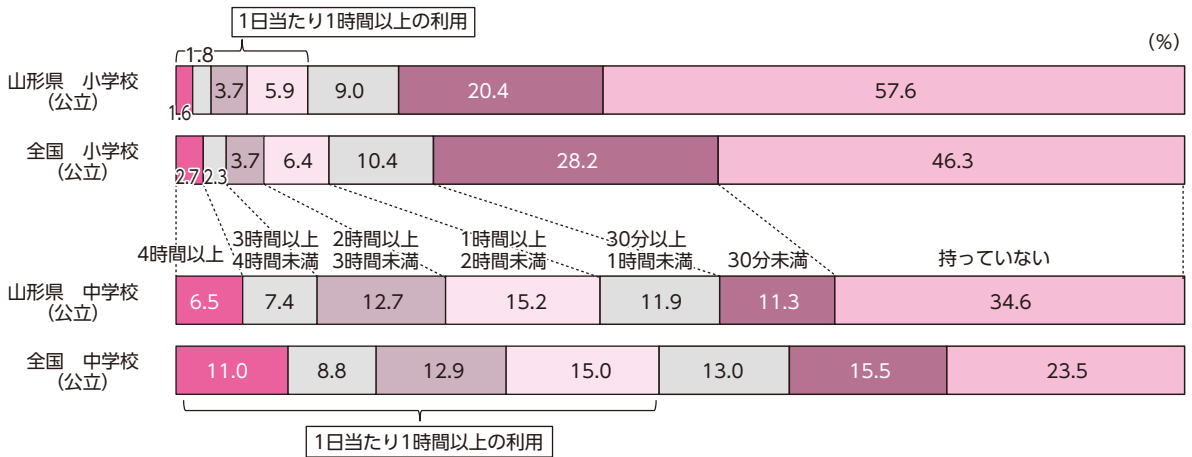
資料：山形県高校教育課「スマホ・携帯電話の利用に関する調査」

■ 小中学生のインターネットにつながるIT機器の所有状況及びスマートフォン・携帯電話の利用状況について

平成25年度に県教育庁が県内全小中学生を対象に実施したIT機器の使用状況及び学校における指導状況（後期定期調査）結果では、小学生の携帯電話（スマートフォン含む）の所持率は15%、中学生で24%ですが、携帯型ゲーム機やパソコン、携帯型音楽プレーヤーなど、インターネットにつながるIT機器を所有している割合は、小学生で約60%、中学生で約80%に達し、インターネットの利用がかなり普及している様子が窺えます。

また、文部科学省「平成26年度全国学力・学習状況調査」によると、県内の小学生の約13%、中学生の約42%が、1日当たり1時間以上、携帯電話・スマートフォンによる通話やメール、インターネットを利用していると回答しています。

図表15 子どもの意識（普段の携帯電話・スマートフォンの利用状況）（平成26年）（全国・山形県）



資料：文部科学省「平成26年度全国学力・学習状況調査」

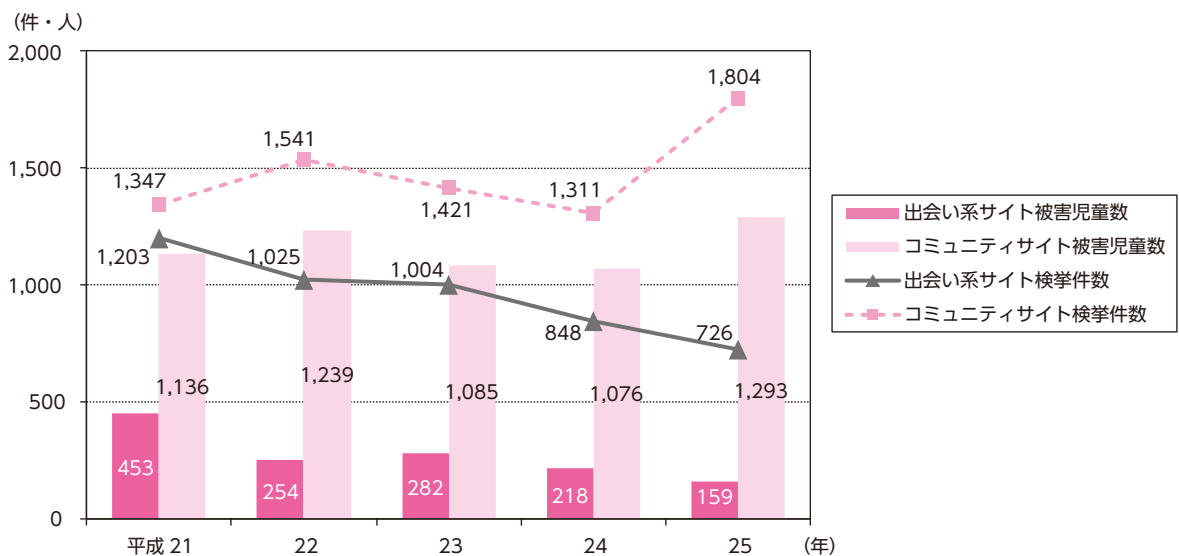
② 子ども・若者を取り巻く有害環境等

出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する犯罪被害件数及び被害に遭った児童数の推移

近年は、出会い系サイトやコミュニティサイトなどを介して、子どもや若者がトラブルに巻き込まれるケースが多く発生しており、本県においても同様の被害報告があります。

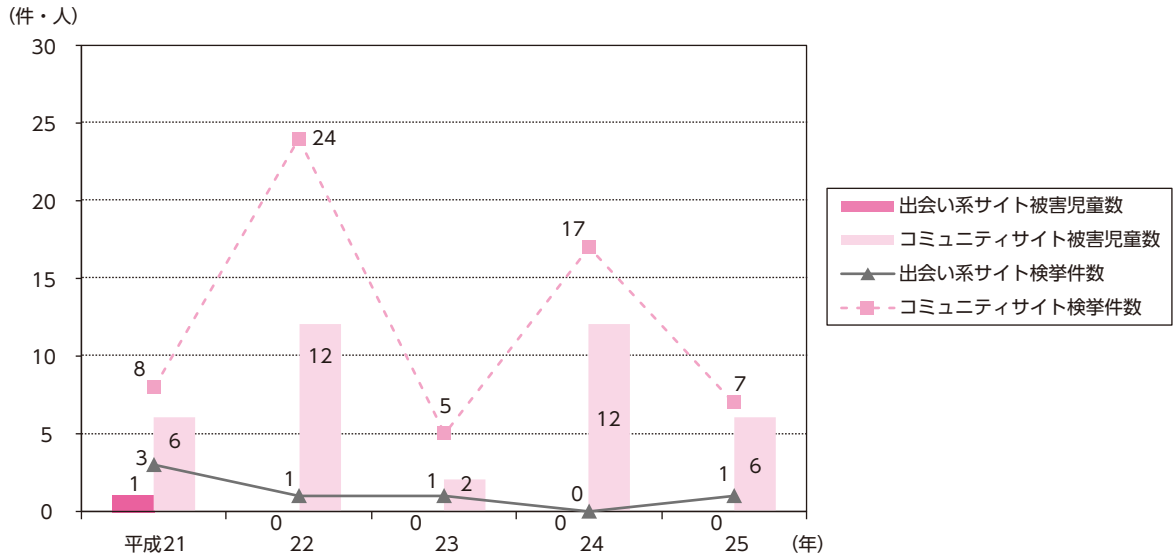
子どもや若者がネット上の犯罪・トラブル等に巻き込まれないことはもちろんのこと、安心してインターネットを利用できるよう、学校現場・地域における対策が求められています。

図表16 出会い系サイト・コミュニティサイトに起因した事件検挙件数および被害児童数（全国）



資料：警察庁「平成25年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」

図表17 出会い系サイト・コミュニティサイトに起因した事件検挙件数および被害児童数（山形県）



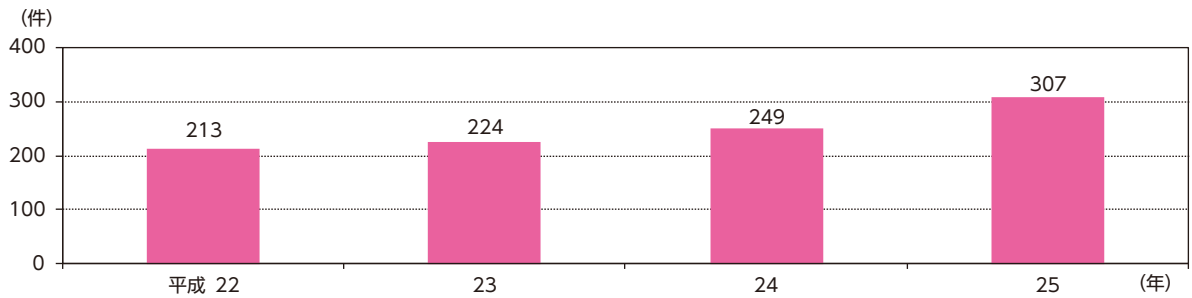
資料：山形県若者支援・男女共同参画課「平成25年度版山形県の青少年の概要」

■ 不審者による声かけ等事案／危険ドラッグの事件状況

本県における小中高校生の登下校時等の不審者による声かけ等事案の認知状況については、近年、増加傾向にあることから、子どもの安全を確保するために、地域における見守り活動が一層重要になります。

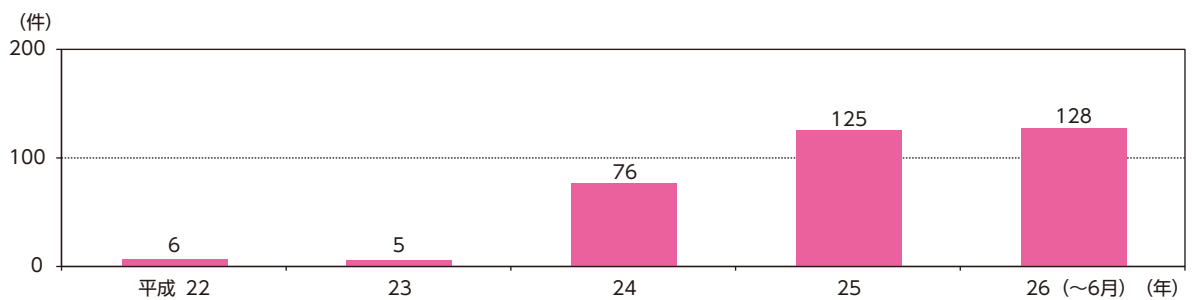
危険ドラッグについては、近年、乱用者による事件事故が急増しており、麻薬・覚せい剤同様、子ども・若者による乱用を防ぐための取組みが求められています。

図表18 不審者による声かけ等事案（山形県）



資料：山形県警察本部生活安全企画課「子どもを対象とした犯罪・声かけ等の取扱状況」

図表19 危険ドラッグによる事件数（全国）



資料：警察庁「平成26年上半年期の薬物・銃器情勢（暫定値）」

(2) 若者の就労状況と就労環境の変化

① 高等学校卒業後の状況

平成26年3月高等学校卒業者の大学等進学率は、44.7%で前年度より0.3ポイント上昇しています。(全国で第34位)

平成26年3月高等学校卒業者の就職率は、29.6%で前年度より1.4ポイント上昇しています。

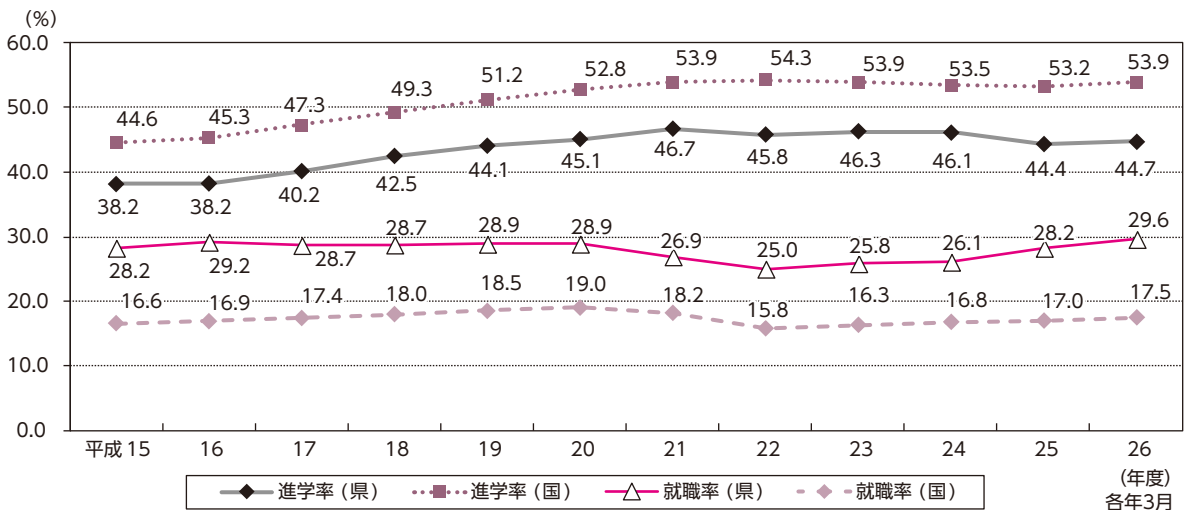
平成26年3月高等学校卒業者の就職者のうち、県内に就職した割合は、77.2%で前年度より0.2ポイント低下しています。

図表20 高等学校卒業後の状況（平成26年3月卒業生〔全日制・定時制〕）（山形県）

	卒業生数 (人)			大学等進学者数 (人/%)			専修学校等進学者数 (人/%)			就職者数 (人/%)			その他
	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	計	県内	県外	
総数	10,553	4,745	5,808	4,715	1,274 27.0%	3,441 73.0%	2,530	875 34.6%	1,655 65.4%	3,122	2,410 77.2%	712 22.8%	186
県全体に対する割合		45.0%	55.0%	44.7%	12.1%	32.6%	24.0%	8.3%	15.7%	29.6%	22.8%	6.7%	1.8%

資料：文部科学省「学校基本調査」（平成26年度速報）

図表21 高等学校卒業者の大学等進学率・就職率の推移（全国・山形県）



資料：文部科学省「学校基本調査」（平成25年度までは確定値、平成26年度は速報）

② 高等学校卒業者の求人、内定及び離職について

平成26年3月高等学校卒業者の求人倍率は1.39倍、内定率は99.5%で、前年度よりそれぞれ0.12ポイント（求人倍率）、0.6%（内定率）上昇しています。

離職率は平成22年卒業生（3年間）が37.3%、平成23年卒業生（2年間）が30%、平成24年卒業生（1年間）が19.8%で、全国とほぼ同水準となっています。

図表22 高等学校卒業者の求人倍率・内定率及び就職後における離職率の推移（全国・山形県）

		平成14年度	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
求人倍率	山形県	0.83	1.17	0.88	0.97	1.10	1.27	1.39
	全国	1.26	1.87	1.29	1.24	1.3	1.37	1.56
内定率 (%)	山形県	93.5	97.7	96.4	97.5	98.6	98.9	99.5
	全国	89.7	97.1	93.9	95.2	96.7	97.6	98.2
離職率 (3年間) (%)	山形県	49.9	39.7	34.3	37.3	30	19.8	
	全国	48.5	40.4	35.7	39.2	30.8	19.6	

↑ (2年間) ↑ (1年間)

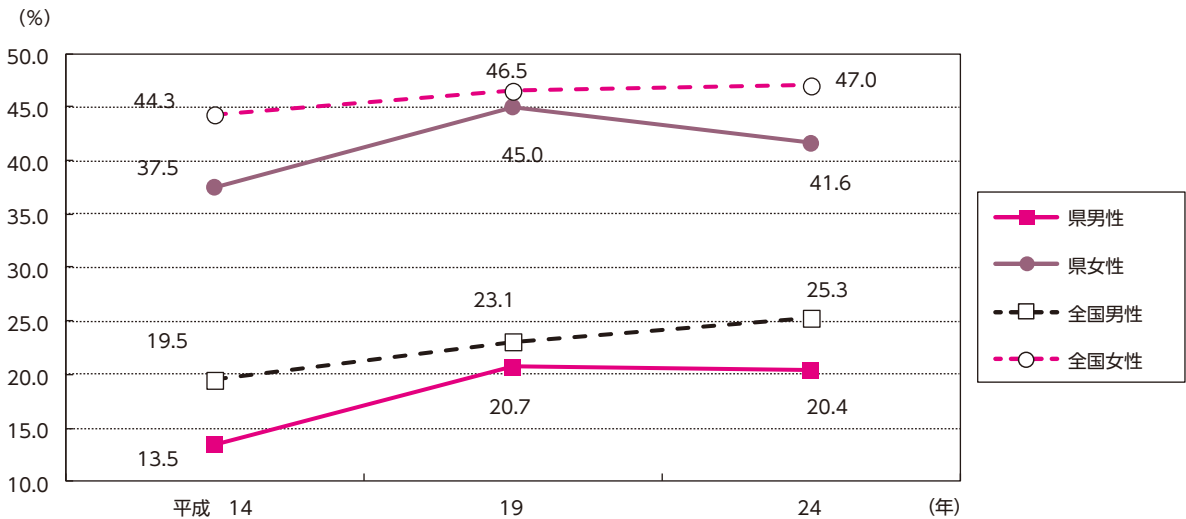
※各年度3月末現在

資料：厚生労働省「高校・中学新卒者の求人・求職・内定状況」（平成19、21～25年）
 厚生労働省「新規学卒者（高校・中学）の職業紹介状況」（平成14年）
 厚生労働省「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査」（平成14、19～24年）、
 山形労働局職業安定課資料（山形県分）

③ 若年男女別の非正規雇用の割合の推移

全雇用者に対する非正規雇用の割合については、全国的には増加傾向となっており、女性が男性の2倍近くとなっています。本県では男女とも全国を下回る割合となっております。

図表23 若年男女別非正規雇用の割合の推移（全国・山形県）



※若年者とは15～34歳の者、雇用者は会社役員を除く

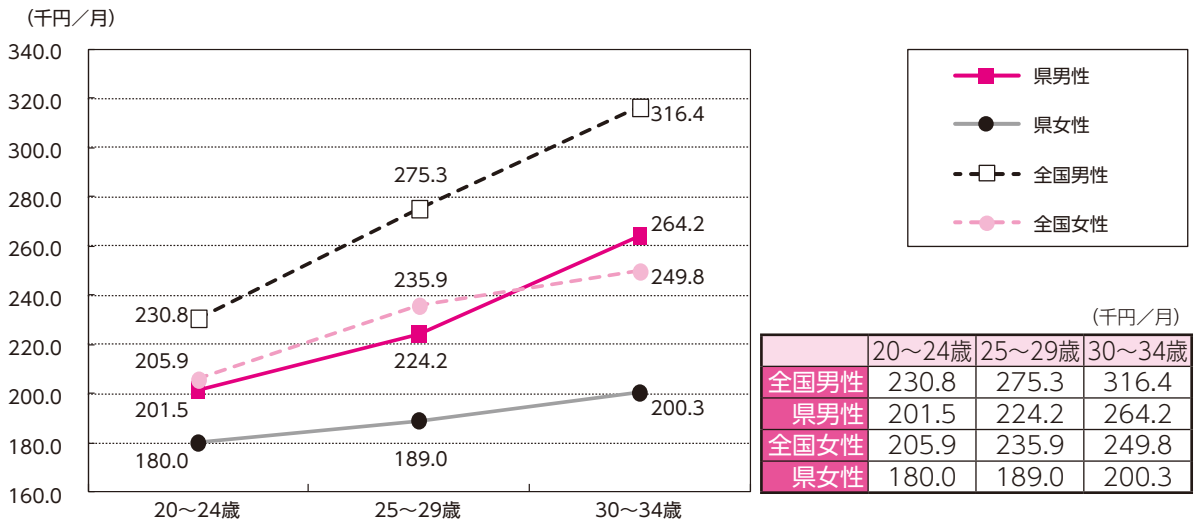
資料：総務省「就労構造基本調査」、山形県「就業構造基本調査結果の概要」

④ 若年男女別の現金給与額の状況

若年層の現金給与額については、男女とも全国平均を下回っています。

20～24歳において、既に月収で約2万8千円近く差が生じていますが、30～34歳では約6万円程度まで拡大しています。

図表24 若年者男女別の現金給与額の状況（平成25年）（全国・山形県）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成25年）

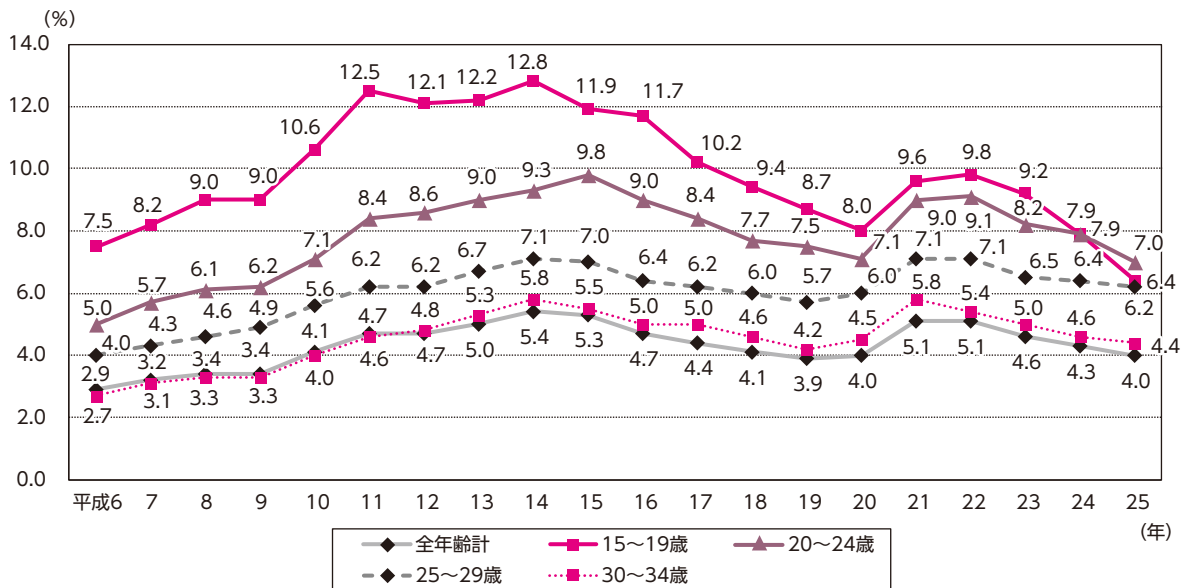
⑤ 若者の失業率の推移

若者の失業率は年齢が若くなるほど高い傾向となっています。

また、景気変動にも左右されやすく、バブル崩壊後やリーマンショック後には、いずれも増加傾向にありました。

近年は若年層・新卒者を含む失業率が改善傾向にありますが、全年齢の平均に比べ若年層の失業者率は高くなっています。就職して数年以内での離職、新卒の無業者や失業者など、様々な要因が考えられます。

図表25 若者の失業率の推移（全国）



資料：総務省「労働力調査」ただし、平成23年は補完推計値

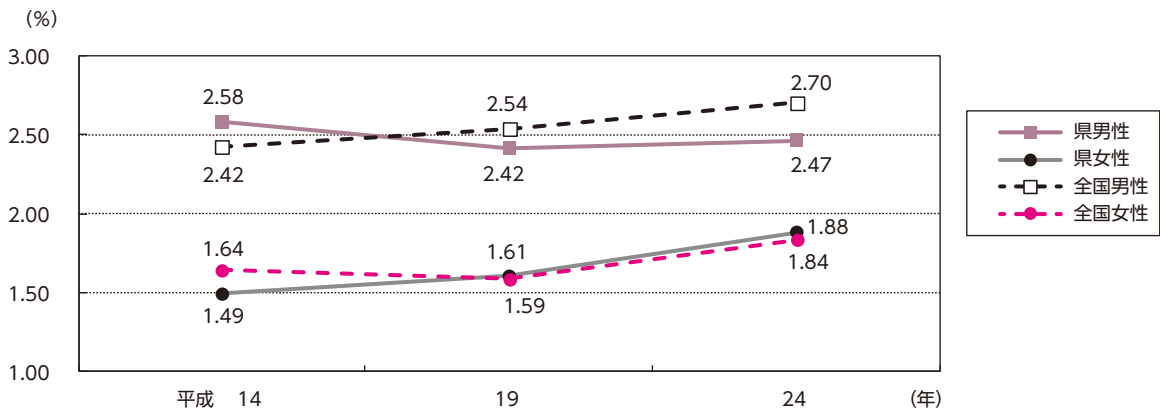
3 困難を有する子ども・若者

(1) ニート、ひきこもりの状況

① 若年者の無業者（ニート）の割合の推移

本県における平成24年の若年無業者（いわゆる「ニート」）の割合については、男性は全国平均を下回り、女性はほぼ同じとなっています。推移については、全国では男女とも、本県では女性が増加傾向にあります。人数については、平成14年に男女合わせて5,700人、平成19年は5,100人、平成24年は4,700人となっており減少傾向にあります。

図表26 若年者の無業者の割合推移（全国・山形県）



若年無業者

15～34歳の無業者で家事も通学もしていないもののうち、以下①及び②の者をいう。

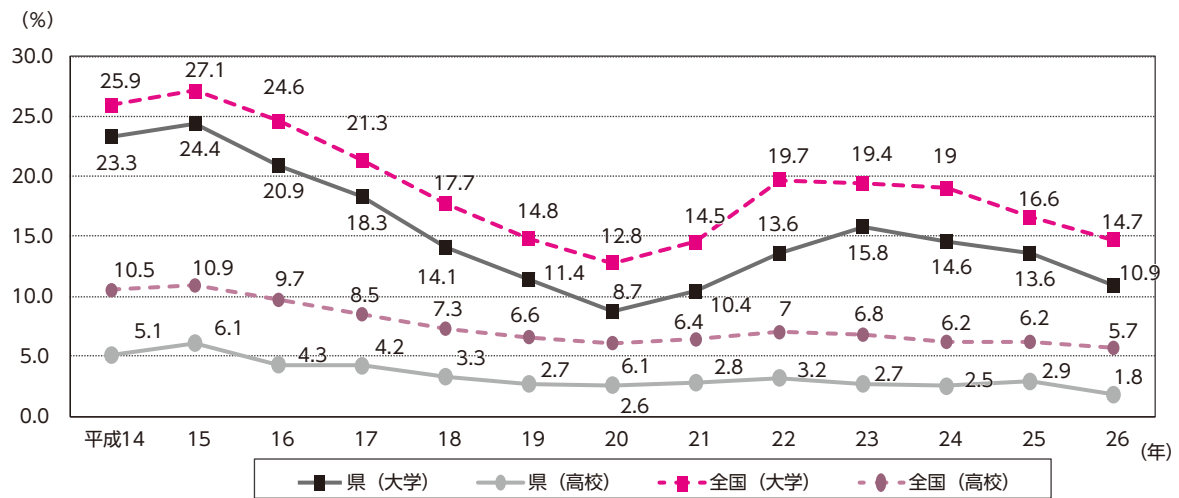
- ① 就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）
- ② 就業を希望していない者（非就業希望者）

② 新卒無業者の推移

新卒無業者については景気動向により大きく左右されることが考えられます。

本県における新卒無業者の割合は、高等学校・大学ともに全国平均を下回っています。

図表27 若年者の新卒無業者の割合推移（全国・山形県）



※卒業後、一時的な仕事についた者も含まれる。

資料：文部科学省「学校基本調査」（平成26年3月卒は速報値）

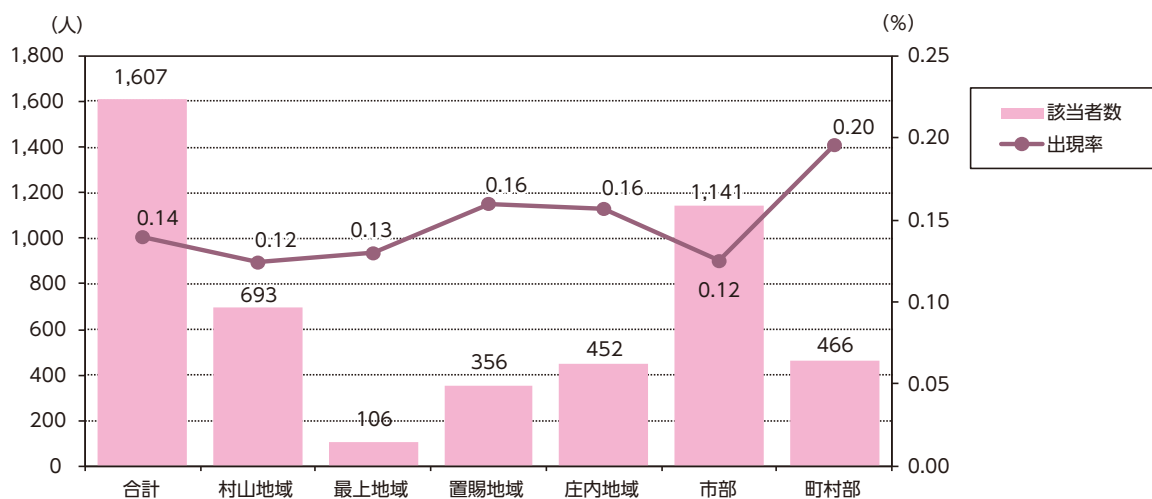
③ 困難を有する若者に関するアンケート調査

平成25年4～5月に、県内全ての民生委員児童委員を対象に実施したアンケートによれば、ひきこもりやニート等の「社会生活に参加する上で困難を有する若者等」（全年齢）の人数は1,607人で、そのうち15～39歳までの「若者」が855人となっており、全年齢の53%を占めています。

困難を有する状況の期間は5年以上が約半分、10年以上が約3分の1を占めています。

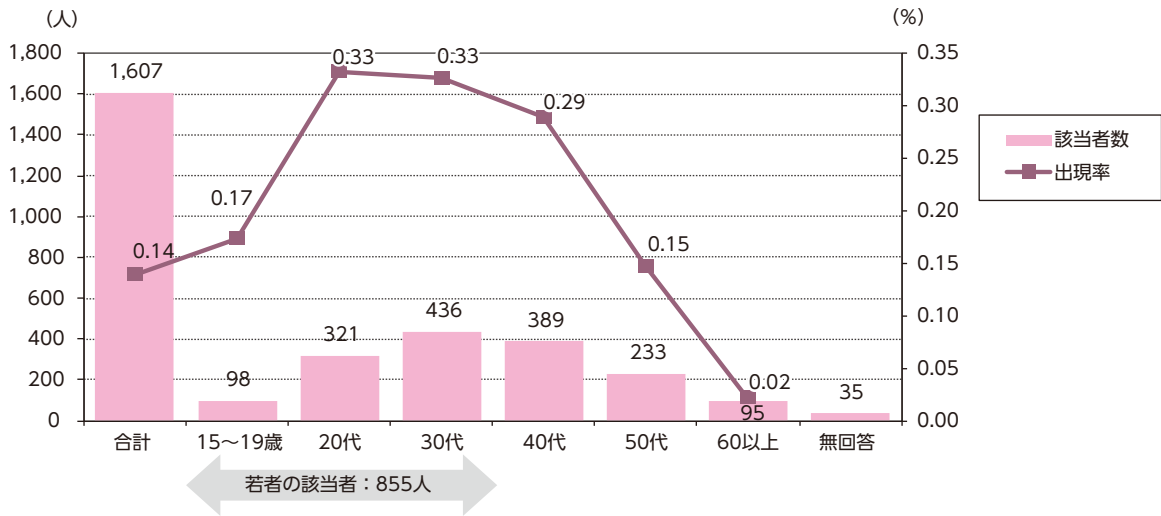
また、困難を有する者の状況は、ほとんど外に出ない者が23.4%、買い物程度には出る者が56.7%となっています。

図表28 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率
（平成25年）（山形県 4地域、市部、町村部）



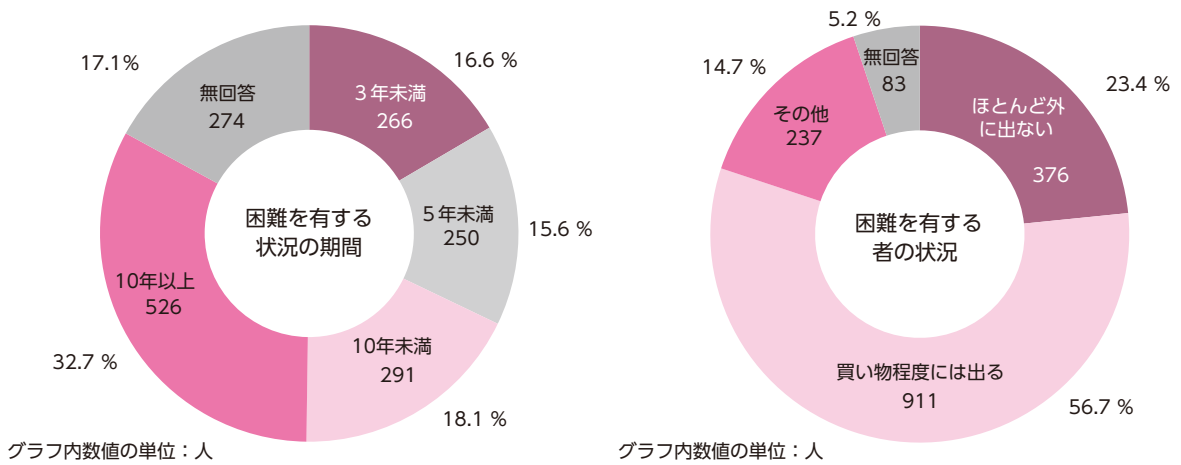
資料：山形県若者支援・男女共同参画課「困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」（平成25年）

図表29 社会生活に参加する上で困難を有する若者等の該当者数及び出現率
(平成25年) (山形県 年齢別)



資料：山形県若者支援・男女共同参画課「困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」(平成25年)

図表30 社会生活に参加する上で困難を有する若者等が困難を有する期間及びその状況
(平成25年) (山形県)



資料：山形県若者支援・男女共同参画課「困難を有する若者等に関するアンケート調査報告書」(平成25年)

■ ひきこもりに関する推計 (内閣府推計値)

平成22年2月に内閣府が実施した調査から推計されるひきこもりの若者（15～39歳）は広義で69.6万人、狭義で23.6万人いるとされ、これを人口比で単純に割り出すと、本県においては広義で約5,000人、狭義で約1,800人の該当者がいる計算になります。

図表31 ひきこもりの状態にある若者の内閣府推計値（平成22年）（全国）

ひきこもりの状態	有効回収率に占める割合(%)	全国の推計数(万人)	
自室からほとんど出ない	0.12	4.7	狭義のひきこもり 23.6万人
自室からは出るが、家からは出ない	0.09	3.5	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.40	15.3	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	1.19	準ひきこもり	46.0万人
計	1.79	広義のひきこもり	69.6万人

資料：内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」（平成22年）

(厚生労働省推計値)

平成18年に厚生労働省が実施した「こころの健康についての疫学調査に関する研究」によると、全国の総世帯の0.56%に現在ひきこもり状態にある子どもがおり、その数は25.5万世帯程度と推計されています。

これを山形県の世帯数にあてはめると、約2,000世帯程度になります。

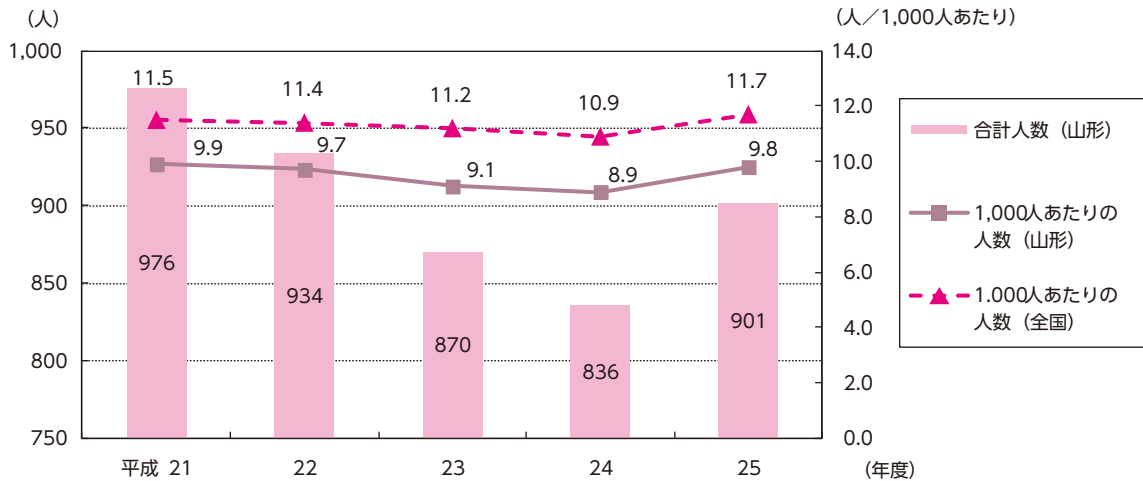


(2) 不登校、中途退学の状況

① 不登校児童生徒数の推移

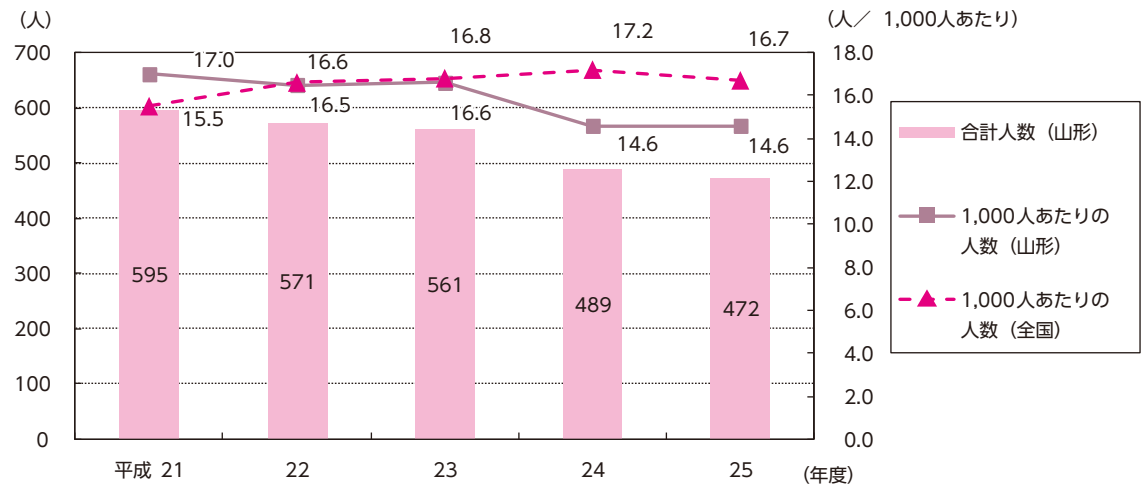
小・中学校では、不登校児童生徒数、児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数ともに、前年度と比べ増加しました。高等学校では、過去5年間で見ると、不登校生徒数は最少、出現率は昨年並みとなっています。

図表32 不登校児童生徒数の推移（小中学校合計）（全国・山形県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

図表33 不登校生徒数の推移（高等学校合計）（全国・山形県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

■ 不登校のきっかけ

学校に係る状況としては、いじめを除く友人関係をめぐる問題、家庭状況では親子関係をめぐる問題、本人にかかる状況としては不安等の情緒的な混乱を原因とする割合が最も高い割合を占めています。

特に、本人にかかる状況を原因とした回答が最も多かったことから、本人のきっかけを解決するための支援策が必要と考えられます。

図表34 不登校のきっかけ（小中高等学校計）（平成24・25年度）（山形県）

不登校のきっかけ	学校に係る状況							
	いじめ	いじめを除く友人関係をめぐり問題	教職員との関係をめぐり問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐり問題	入学、転編入学、進級時の不適応
小学校	4(2)	15(9)	7(4)	15(3)	0(1)	0(0)	0(2)	7(7)
中学校	4(16)	106(96)	3(5)	50(61)	6(11)	15(19)	9(6)	6(13)
高等学校	4(5)	40(73)	3(3)	43(29)	22(15)	8(6)	8(9)	25(47)
不登校のきっかけ	家庭に係る状況							
	家庭の生活環境の急激な変化	親子関係をめぐり問題	家庭内の不和					
小学校	18(5)	30(24)	5(4)					
中学校	34(36)	51(53)	14(25)					
高等学校	20(10)	31(34)	18(12)					
不登校のきっかけ	本人に係る状況						その他	不明
	病気による欠席	あそび・非行	無気力	不安などの情緒的混乱	意図的な拒否	その他本人に関わる問題		
小学校	18(17)	1(0)	25(20)	49(66)	1(1)	5(2)	7(8)	4(10)
中学校	62(50)	18(13)	137(124)	195(174)	24(18)	49(40)	25(11)	15(27)
高等学校	48(41)	33(27)	80(69)	155(130)	31(10)	9(17)	1(6)	6(7)
	学校に係る状況計(件)		家庭に係る状況計		本人による状況計		合計	
小学校	48(28)		53(33)		99(106)		211(185)	
中学校	199(227)		99(114)		485(419)		823(798)	
高等学校	153(187)		69(56)		356(294)		585(550)	

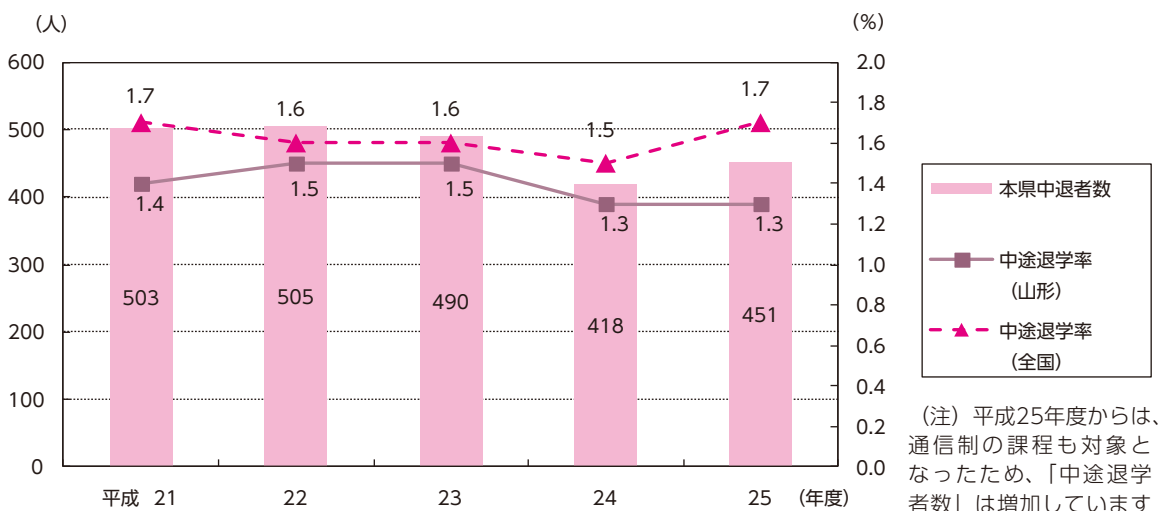
※複数回答 ※実数字は25年度調査結果、カッコ内数字は24年度調査結果(件)

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

② 高等学校における中途退学の状況

平成25年度の高等学校における中途退学者数は、前年度と比べ増加しました。中途退学率は全国に比べて若干低めとなっており、ここ5年間では1.3~1.5%となっています。

図表35 高等学校における中途退学者数の推移（山形県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

■ 高等学校中途退学の理由

中退の理由としては別の高校への入学や就職を希望する「進路変更」によるものだけでなく、もともと高校生活に熱意がない、人間関係が保てないといった「学校生活等不適応」によるものも多くなっており、不登校の原因と同様の傾向が見られます。

図表36 高等学校における中途退学の理由（平成24・25年度）（山形県）

中退の理由	学業不振	学校生活等不適応					進路変更				
		もともと高校生活に熱意がない	授業に興味を持ってない	人間関係が保てない	学校の雰囲気が合わない	その他	別の高校への入学希望	専修学校などへの入学希望	就職を希望	高卒程度認定試験受験を希望	その他
高等学校	13(6)	60(80)	19(15)	36(56)	30(20)	27(14)	78(79)	5(7)	53(27)	30(9)	22(10)
中退の理由	病・怪我・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他の理由	合計					
高等学校	25(19)	9(5)	17(16)	12(22)	15(33)	451(418)					

※複数回答 ※実数字は25年度調査結果、カッコ内数字は24年度調査結果（件）

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(3) 障がいのある子ども・若者

① 身体障がい児・知的障がい児の数と県発達障がい者支援センターにおける相談件数

平成25年度の県内における身体障がい児、知的障がい児の数はそれぞれ720人、1,317人です。県発達障がい者支援センターにおける相談件数は、最近では年間1,500件程度となっています。

図表37 身体障がい児・知的障がい児の数（平成25年度）（山形県）

障がい別・障がい程度	身体障がい児人員数(人)					知的障がい児人員数(人)	
	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語機能障がい	肢体不自由	内部障がい	重 度	中軽度
人員数・件数	27	125	5	404	159	428	889
合 計	720					1,317	

資料：山形県障がい福祉課

図表38 県発達障がい者支援センターにおける相談件数（山形県）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
発達障がい相談延べ件数	1,326	1,369	1,392	1,532	1,514

資料：山形県発達障がい者支援センター

② 特別支援教育

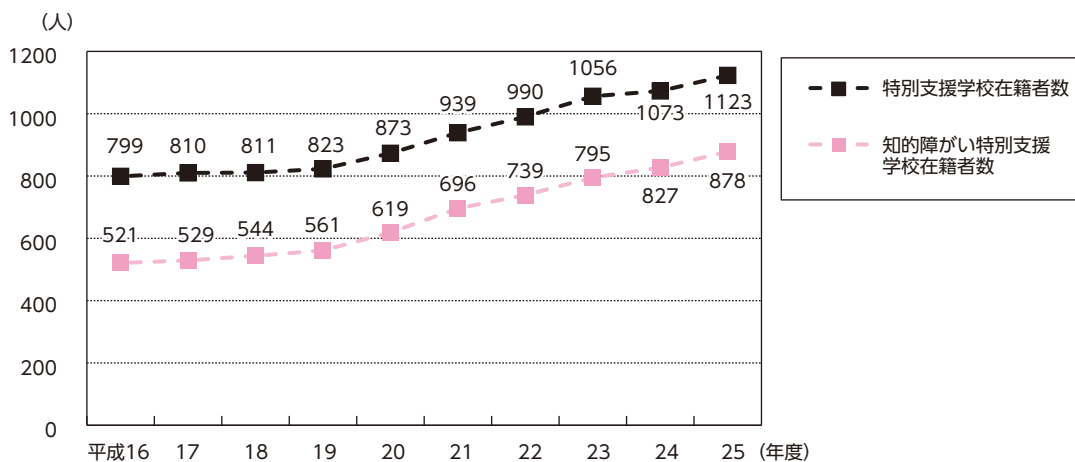
■ 特別支援学校在籍者数（国立を含む）

特別支援学校は、障がいの程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれの幼稚部・小学部・中学部・高等部で行います。

県内特別支援学校（国立を含む）における在籍者数は年々増加しています。

そのうち、特に知的障がい特別支援学校在籍者数が増加しており、平成25年度は約8割を占めています。

図表39 特別支援学校在籍者数（山形県）

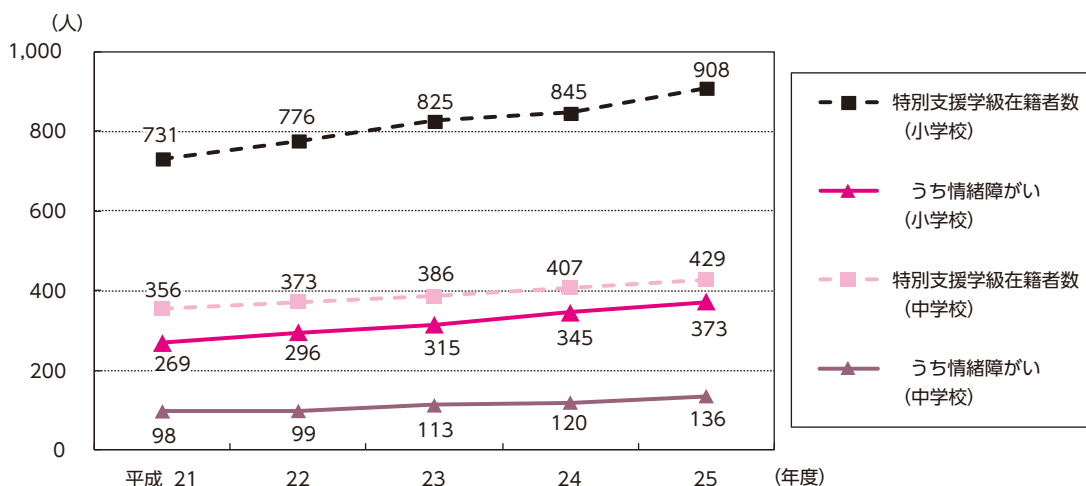


■ 特別支援学級在籍者数（小中学校）

県内小中学校における特別支援学級在籍者数は、特別支援学校と同様、年々増加しています。

そのうち、自閉症・情緒障がい特別支援学級の在籍者数は、小学校で約4割、中学校では約3割を占めています。

図表40 小中学校における特別支援学級在籍者数（山形県）

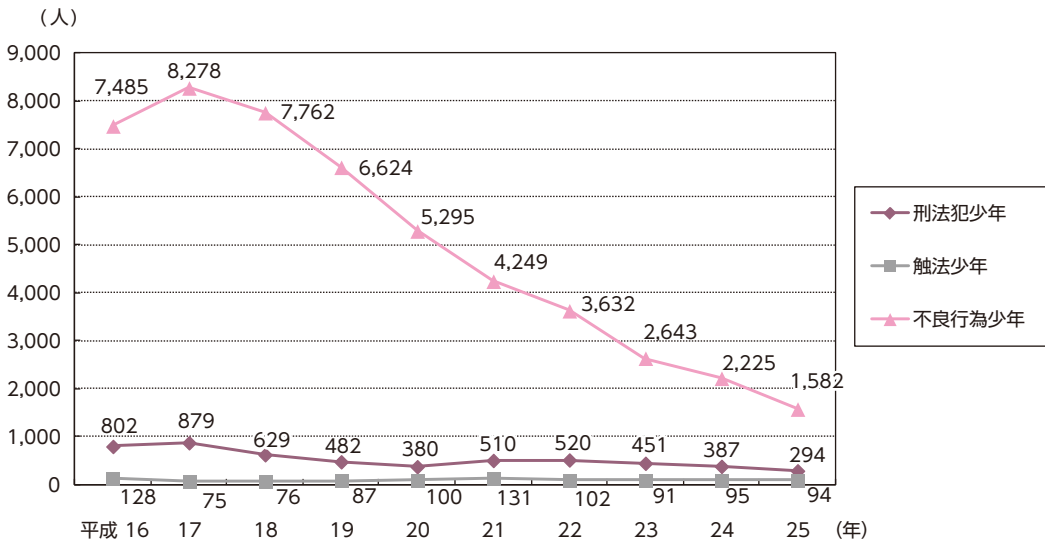


(4) 非行、いじめ、暴力行為

① 少年非行の状況

本県における少年非行（20歳未満）の状況は、不良行為少年については10年前より大幅に減少しているものの、触法少年数はほぼ横ばいに推移していることから、今後とも引き続き非行防止の取組みが必要となっています。

図表41 少年非行の状況（山形県）



資料：警察庁「少年の補導及び保護の概況」、山形県警察本部調べ

刑法犯少年：刑法犯の罪を犯した犯罪少年（交通関係を除く）

触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

不良行為少年：非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊、その他自己または他人の特性を害する行為をしている少年。

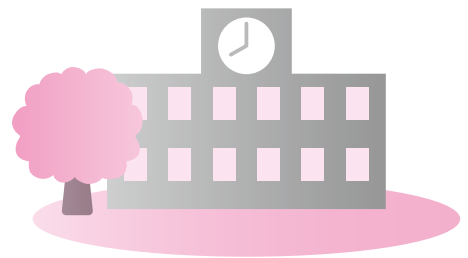
非行少年：犯罪少年（罪を犯した14歳以上20歳未満の少年）、触法少年、△犯少年（罪を犯し又は触法行為をするおそれのある少年）

② いじめ認知件数の推移

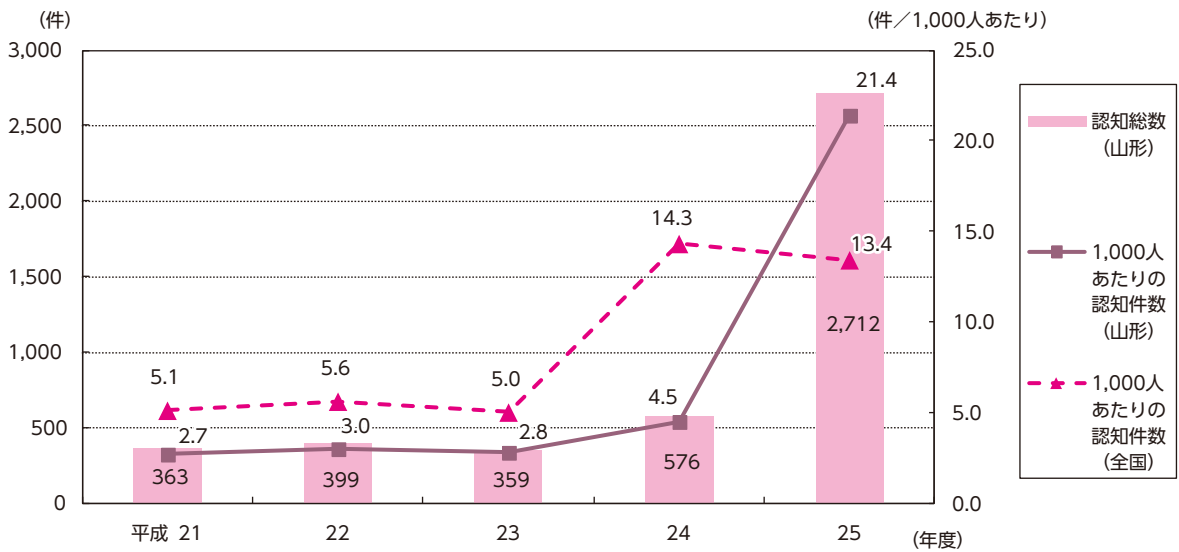
本県におけるいじめの認知件数は、平成24年度から25年度にかけて大幅な伸びを示しています。

また、児童生徒1,000人当たりの認知件数も同様の傾向を示しており、25年度に限れば、全国における認知件数を大幅に上回っています。

認知件数が増加した要因としては、県統一形式のアンケートを導入し、個別面談と併せて、児童生徒一人ひとりから丁寧に聞き取りを行い、より詳しく状況把握を行っていることに加え、保護者や児童生徒のいじめに対する意識が高まり、いじめについての相談が多く寄せられた結果であると考えられます。



図表42 いじめ認知件数の推移（山形県）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

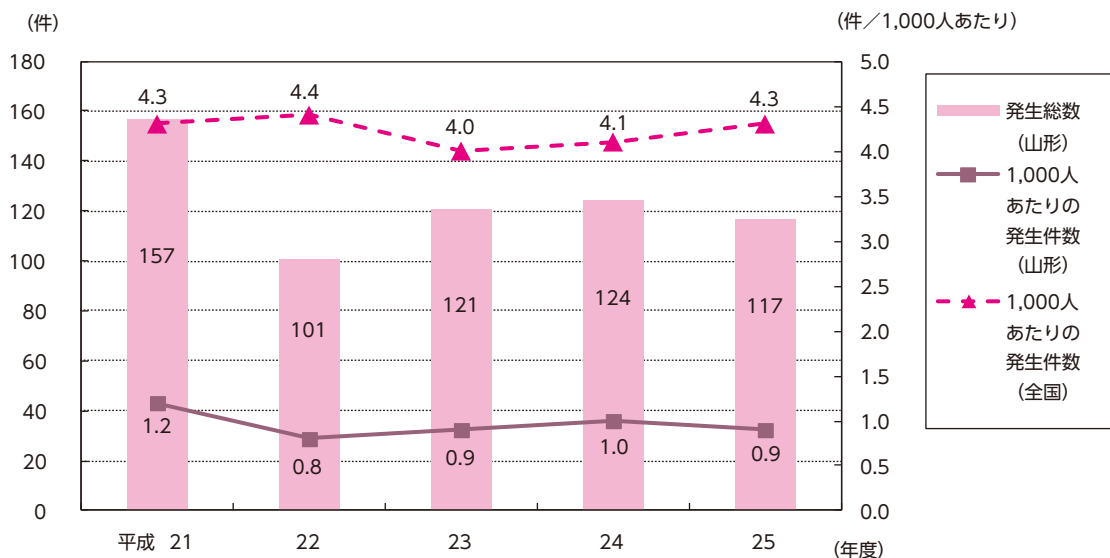
いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

③ 暴力行為の発生状況（小中高合計）

直近5年間における児童生徒1,000人あたりの暴力行為の発生件数は、本県では1件前後、全国では4件台前半で推移しています。

図表43 暴力行為の発生件数の推移（山形県・全国）

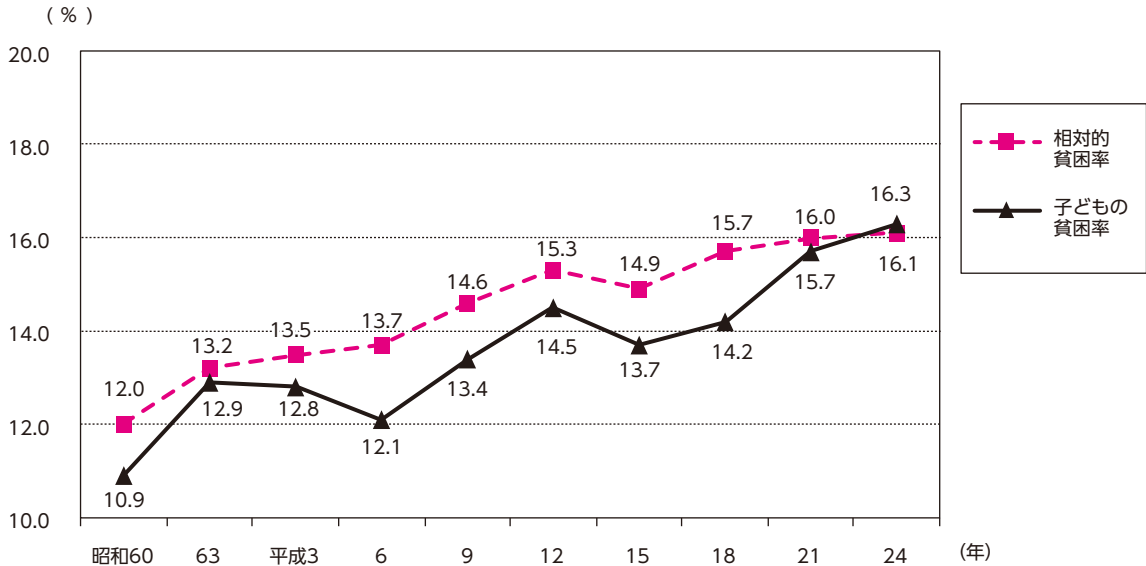


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(5) 子どもの貧困の状況

子どもの貧困率は平成6年以降増加傾向にあり、平成24年は16.3%と、前回（平成21年）調査時の15.7%に比べて、さらに貧困状態にある子どもの割合が増えています。

図表44 相対的貧困率の年次推移（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

子どもの貧困率：毎年実施の「国民生活基礎調査」の3年に1度の大規模調査を用い推計したものです。

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合をいいます。

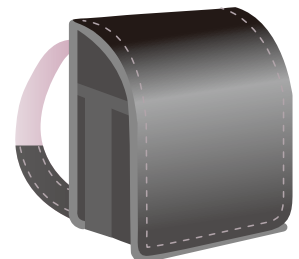
相対的貧困率：貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていないため、通常の暮らしができない者の割合です。

貧困線：世帯の可処分所得（いわゆる手取り収入）を、世帯員数の平方根で割って調整した金額（等価可処分所得）の中央値の半分の額をいいます。

※参考：平成24年度は122万円（名目）（単身世帯）が貧困線

■ 公的な就学援助制度による支援の状況

公立小中学校児童生徒総数に対する就学援助法による就学援助制度補助対象児童生徒（要保護児童生徒、準要保護児童生徒）の割合は、市町村における認定基準が異なるため一概には言えないものの、過去5年間は全国・県ともにおおむね増加傾向にあります。



図表45 就学援助率の年次推移（全国・山形県）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
就学援助率（全国） （要保護・準要保護合計）	13.93	14.51	15.28	15.58	15.64
就学援助率（山形県）	5.52	6.48	6.87	7.14	7.09

資料：文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）」、全国学校事務職員制度研究会「都道府県別就学援助率の推移」

要保護児童生徒：生活保護法に規定する要保護者

準要保護児童生徒：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者

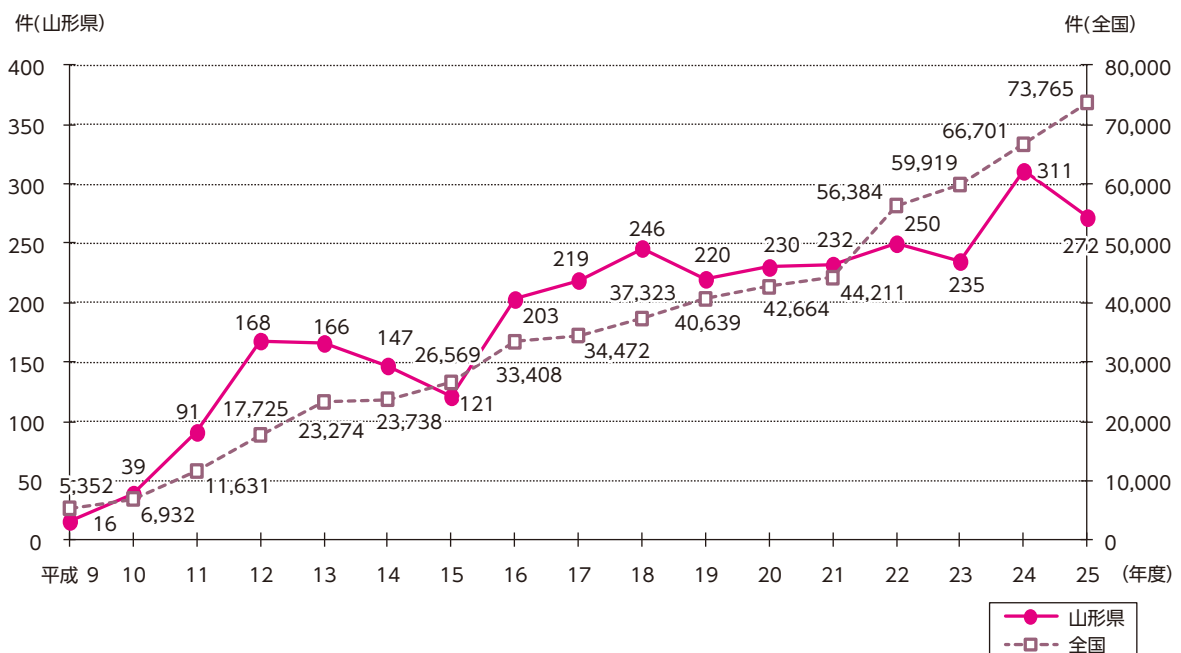
(6) 子ども虐待の状況

虐待と認定された相談件数は、平成16年の児童虐待防止法の改正による通告範囲の拡大（「虐待を受けた子ども」から「虐待を受けたと思われる子ども」へ）もあり、同年から再び増加に転じ、本県では200件を超える状況が続いています。

また、平成24年度から、警察の取組み強化により、児童の面前でのDV（ドメスティックバイオレンス）に対する通告が増加したことに伴い、本県では平成24年度に過去最高の311件となりました。

図表46 虐待相談対応件数の推移（全国・山形県）

（全国の児童相談所に対応した対応件数で参考値、県は虐待と認定した件数。なお、全国について平成22年度は福島県を除く集計、平成25年度は速報値）



資料：山形県子ども家庭課調べ



第3章 基本的な考え方

1 3つの柱と基本方針

今を生きる子ども・若者が置かれている現状や抱えている問題をしっかりと受けとめ、これまで家庭、学校、地域が連携して取り組んできた青少年の健全育成を主とした施策を継承するとともに、対象年齢を40歳未満までの若者に拡大して、地域の多様な担い手の育成、就学から就労への円滑な移行、不登校やひきこもり等社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者や家族への支援、制度と制度の狭間や新たな課題に対応するために、子ども・若者に関わるすべての県民が一体となって推進します。

このため、施策の基本的な柱として、「Ⅰ 子ども・若者の育成と自立に向けた支援」、「Ⅱ 若者が活躍できる環境づくりの推進」、「Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援」を定め、「子ども・若者一人ひとりが夢と希望を持ち、輝いて生きていける山形県」の実現をめざし、子ども・若者の育成支援に取り組みます。

Ⅰ 子ども・若者の育成と自立に向けた支援

一人ひとりが安心できる環境の中で、自分を大切にし、他者と関わりを持ちながら、よりよい社会を共に創りあげていく力を身につけることができるよう、社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支援します。

Ⅱ 若者が活躍できる環境づくりの推進

若者が地域とつながり、人とのつながりの中で、持てる力を十分に発揮し、地域、職場、家庭において役割と責任が果たせるよう、若者が県づくりの主体として活躍できる環境づくりを推進します。

Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援

困難を有する子どもや若者とその家族が地域に包摂され、困難な状況にあっても希望を持って生活できるよう、分野や主体の境界を越えて地域全体で互いに連携協力し、継続的な支援を実施します。



子ども・若者一人ひとりが、夢と希望を持ち、
輝いて生きていける山形県をめざして

2

子ども・若者の育成支援を推進する3つの視点

- (1) 子ども・若者の意見や立場を尊重します。
- (2) 一人ひとりの状況に応じた社会全体での重層的な支援を行います。
- (3) 地域の社会関係資本*を積極的に活用します。

*社会関係資本：人と人とのつながり、信頼、ネットワークそのもの。

3

7つの基本的方向と17の施策の方向

I 子ども・若者の育成と自立に向けた支援

- | | | |
|-----------------------------|---|----------------------------------------------------------------|
| 1 子ども・若者の自己形成支援 | { | ① 日常生活能力の習得
② 豊かな心と健やかな体の育成、郷土愛の醸成 |
| 2 子ども・若者の社会形成・社会参加支援 | { | ③ 社会的自立に向けた支援と社会参加の推進
④ 社会の変化に対応し社会に貢献できる力の育成 |
| 3 社会全体で支えるための環境づくり | { | ⑤ 家庭、学校、地域の連携・協働の推進
⑥ 社会環境の健全化の推進 |

II 若者が活躍できる環境づくりの推進

- | | | |
|-------------------------------|---|---------------------------------------------------------|
| 4 若者が活躍できる基盤づくりへの支援 | { | ⑦ 若者の活躍を推進する機運の醸成
⑧ 多様な活動の促進、つながる機会の拡大 |
| 5 若者のライフステージに応じた総合的な支援 | { | ⑨ 若者の職業的自立、就労支援
⑩ 結婚、子育て、仕事と家庭の両立支援 |

III 困難を有する子ども・若者や家族への支援

- | | | |
|---------------------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 様々な状況ごとの相談と支援の充実 | { | ⑪ ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援
⑫ 障がいのある子ども・若者の支援
⑬ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援
⑭ 子どもの貧困問題への対応、虐待、性犯罪等被害防止
⑮ 外国にルーツを持つ等特に配慮が必要な子ども・若者の支援 |
| 7 安心して生活できる体制の構築 | { | ⑯ 総合的な相談・支援体制の確立
⑰ 重層的な子ども・若者支援ネットワークの構築 |



第4章 子ども・若者の育成支援施策の方向

I 子ども・若者の育成と自立に向けた支援

基本的方向1 子ども・若者の自己形成支援

施策の主な対象 乳幼児～思春期の子ども・若者

子ども・若者が成長するための基礎づくりを支援するため、基本的な生活習慣の形成、社会を生きぬく力の育成に取り組めます。

また、自尊感情や自己肯定感を育み、他者への思いやりをもち、自らの心と体を守ることができるよう、「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進するとともに、自らの心・体を理解し、大切にすることができる力の育成など子ども・若者の自己形成を支援します。

施策の方向1 日常生活能力の習得

① 基本的な生活習慣の形成

- 思いやりの心と規範意識を育む道徳教育や人権教育の充実
- 「山形らしさ」を活かした社会全体による子育てや家庭教育を支援する取組みの充実
- 家族の素晴らしさや家庭の大切さを、家庭や地域で見つめ直す運動の推進
- 家庭、学校における男女共同参画を推進する教育と学習の充実

② 社会を生きぬく力の育成

- 基礎的・基本的な知識・技能の習得・活用を基盤として、自ら課題を見つけ、自ら主体的に解決していく探究する力（「確かな学力」）の育成
- 子どもと異年齢の人々との交流や他者と関わる体験の積み重ねを通したコミュニケーション能力の育成
- 身近な消費者問題に目を向け、消費者としての素地を形成するための教育の推進
- 経済的困難や社会参加に困難を有する者に対する就学支援、学び直し支援、自立支援等学びのセーフティネットの整備



施策の方向2 豊かな心と健やかな体の育成、郷土愛の醸成

① 豊かな心と健やかな体づくり

- 自分や他人のいのちを大切にする気持ちを育てる「いのちの教育」の推進
- 住んでいる地域、郷土に誇りと愛着を持ち、地域とつながる心の育成
- 食に関する学習機会や情報提供など、家庭、学校、地域が連携した食育の推進
- 「性といのちの学習」の手引きを活用した「いのちの教育」の実践

② 健康と安心の確保

- 自らの心・体を理解し、大切にすることができる力の育成
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の活用など安心して相談できる体制の整備
- 子ども・若者の体を守る取組みを支えるキャンペーン等の実施
- 子ども・若者の発達に応じた親等への学習機会の提供・相談の充実

Column 「未来に伝える山形の宝」の取組み

県では、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や交流の拡大につなげていくことを目的に、地域の文化財等を保存・活用する取組みを「未来に伝える山形の宝」として登録する制度を進めています。それぞれの取組みの中で、子どもたちが地域の歴史や文化を学んだり、伝統芸能を継承したりする機会が設けられています。

『「安久津八幡」～千年の夢をつなぐ～』（高島町）の取組みでは、保存会の方々が、小中学生を対象におよそ千年の歴史をもつ「安久津延年」（県指定無形民俗文化財）の伝承活動を行っています。指導を受けた子どもたちは、春と秋の神社例大祭はもとより、町外の公演においても観客の前で、大切に受け継がれてきた延年の舞を堂々と披露しています。

このような取組みは、地域の中に世代を越えたつながりを生み、地域を元気にさせるとともに、子どもたちに郷土に対する誇りと愛着を育んでいます。



保存会の方から指導を受ける様子



神社例大祭で舞を披露する様子

基本的方向2 子ども・若者の社会形成・社会参加支援

施策の主な対象	学童期～思春期、施策によっては青年期も含む
---------	-----------------------

子ども・若者が、社会に積極的に関わり、よりよい社会を共に創りあげていく力を身につけることができるよう、様々な社会体験や社会参加活動を促進するとともに、子ども・若者の意見の表明、交流機会の確保や意思決定過程への参加の推進に取り組みます。さらに、社会情勢の大きな変化、多様化に対応した教育の充実により、社会に貢献できる力を育成するなど、子ども・若者の社会形成・社会参加を支援します。

施策の方向3 社会的自立に向けた支援と社会参加の推進

① 勤労観・職業観の育成

- 社会的自立に向け、幼児期から小・中・高等学校を通じた計画的・系統的なキャリア教育の推進
- 地域企業等との連携のもと、職場見学や体験、中長期に及ぶインターンシップの実施

② 社会体験、社会参加の促進

- 伝統文化を継承し、地域社会の発展を担う人材の育成
- 家庭や地域、企業・事業所等が連携・協働し、キャリア教育や子どもたちの様々な体験・学習活動を社会全体で支援する取組みの推進
- ジュニア・リーダー活動、青少年ボランティア活動の活性化に向けた取組みの推進
- 子ども・若者の意見の表明、交流機会の確保や意思決定過程への参加の推進

施策の方向4 社会の変化に対応し社会に貢献できる力の育成

① 変化に対応する実践的な力の育成

- 経済社会のグローバル化への対応とICTを活用した教育活動の推進
- グローバルな視点を持ち、地域産業の振興を担う人材の育成
- 環境の保全・創造・活用への理解を深めるための家庭、学校、地域等幅広い場における環境教育の推進

Column 「子ども知事室」の取組み

県では、やまがたの未来を担う子どもたちが、知事と直接話をする機会を得ることにより、県政や県の事業に関心を持ち、ふるさと“やまがた”を理解する一助とするために、「子ども知事室」を実施しています。

県内の小学校5・6年生を対象に参加者を募集し、抽選で選ばれた児童が参加します。事業の中では、知事からの「一日知事」の辞令交付、県の仕事などについての懇談のほか、県の関連施設の見学などを行っています。

知事との懇談の時間では、例年、「知事になろうと思ったきっかけは何ですか?」「山形の魅力をもっとPRするにはどうすればいいですか?」など、次々と質問が上がり、知事と県内の小学生が意見を交換する貴重な場となっています。



基本的方向3 社会全体で支えるための環境づくり

施策の主な対象 学童期～青年期の子ども・若者

少子高齢化、情報化、グローバル化の進展など、急速に社会環境が変化する中で、地域住民同士のつながりの希薄化が指摘されています。このような中であっても、家庭、学校、地域が連携・協力し、子ども・若者の健やかな成長と自立を支援するための活動が実践されてきました。このような取組みをさらに強化するとともに、放課後の居場所づくりや様々な活動の場づくり、有害環境浄化対策やインターネット利用をめぐる問題に対する取組みの強化など、家庭、学校、地域が連携し、社会全体で支えるための環境づくりを推進します。

施策の方向5 家庭、学校、地域の連携・協働の推進

① 社会全体で子ども・若者を支援する体制づくり

- “いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動など社会全体で子どもの健やかな成長を支援する取組みの展開
- 家庭、学校、地域が連携・協働し、子ども・若者の様々な体験・学習活動を社会全体で支援する仕組みの構築
- 学生や若者の力の活用や、地域、関係機関・団体等との連携による居場所や様々な活動の場づくりの推進

② 子ども・若者が犯罪・事故の被害に遭いにくいまちづくり

- 学校、家庭、地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の整備
- 家庭、学校、地域が連携・協働した交通安全、防犯、消費生活等の教育・啓発の推進
- 通学路の安全対策、県民の防犯意識の向上など安全安心なまちづくりの推進

施策の方向6 社会環境の健全化の推進

① 有害環境対策の推進

- 青少年健全育成条例に基づく有害図書類規制など社会環境健全化の推進
- 子どもや若者が危険ドラッグに関わらないよう薬物乱用防止の啓発の推進
- サイバーパトロール等による有害情報に対する適切な対応に向けた取組みの推進

② 安全・安心なインターネット利用の推進

- 子ども・若者、保護者に対するインターネットの安全・安心な利用に関する啓発の推進
- 関係機関・業界団体等における自主規制の取組みや啓発活動の推進
- 学校における情報活用能力の育成と情報モラルも含めた情報教育の充実
- 環境の保全・創造・活用への理解を深めるための家庭、学校、地域等幅広い場における環境教育の推進

危険ドラッグについて

危険ドラッグは、麻薬や覚せい剤などの化学構造を一部変えただけの物質を含んでおり、街頭店舗やインターネットなどで「ハーブ」「お香」などと称し、あたかも身体への影響がなく、安全であるかのように販売されています。

中には麻薬や覚せい剤などの薬物よりも危険な物質が含まれていることもあり、人体への使用で、意識障害、嘔吐、頭痛、けいれんなどの症状を引き起こすおそれがあります。

また、たった一度の使用で死に至ることもあるなど、大変危険で違法な薬物です。

近年、危険ドラッグ使用者の自動車運転等による重大な事故が多発しており、法令による規制と啓発の両面から社会全体で乱用防止に取り組む必要があります。



Column 青少年の健全育成に向けた県民運動の取組み

県では、青少年の健全育成に向け、従来から「大人が変われば子どもも変わる」県民運動を展開し、あいさつ・見守り運動や、モラル・マナーの向上運動、子どもを事故や犯罪等から守る運動に取り組んできました。

加えて、平成25年度からは、「いじめ・非行をなくそう」やまがた県民運動を展開し、地域、学校、家庭が連携して、子どもをいじめから守るための取組みを開始しています。

青少年の育成に携わる地域の大人が中心になって、いじめ防止標語の募集や学校・駅前等における啓発活動、いじめ防止講演会等の開催など、工夫を凝らした取組みを行っています。また、平成26年11月9日に南陽市民会館で行われた「いじめをなくそう高校生サミット」では、置賜地区代表の高校生が、県内各地区の青少年育成関係者約450人を前に、自校の取組みを発表し、大人へのメッセージを投げかけました。

「地域の子どもは地域で育てる」という視点で、学校や家庭、そして児童・生徒自身とのつながりや相互理解を深めながら、地域の大人が子どもの健やかな成長を支えていくことの重要性は、今後益々高まっていくものと思われます。



学校を訪れての、啓発活動・あいさつ運動の様子



高校生サミットの様子

Ⅱ 若者が活躍できる環境づくりの推進

基本的方向4 若者が活躍できる基盤づくりへの支援

施策の主な対象	思春期～ポスト青年期の若者
---------	---------------

人口減少社会において、社会の活力を持続するためには、地域における若者の力量を高め、若者が活躍できる環境づくりをさらに推進し、充実していくことが必要です。

このため、地域における多様な担い手を育成するとともに、若者の社会参加や地域活力向上のための多様な活動の促進、情報発信、若者同士がつながる機会を拡大するなど、若者が活躍できる基盤づくりを推進します。

施策の方向7 若者の活躍を推進する機運の醸成

- ① 地域における多様な担い手の育成
 - 政策・方針、意思決定過程への若者参画拡大
 - 県内の教育機関と連携した若者（高校卒業者）の県内定着や県外進学者の回帰に向けた取組みの推進
 - 伝統行事や地域活動の担い手育成のための仕組みづくり
- ② 若者の多様な活動に係る情報発信の強化
 - 地域活性化に取り組む若者の優れた功績・成果や地道な活動の顕彰
 - 若者の活躍を応援するキャンペーン等の展開
 - 県内外の若者や学生に対する情報発信の強化と定着支援

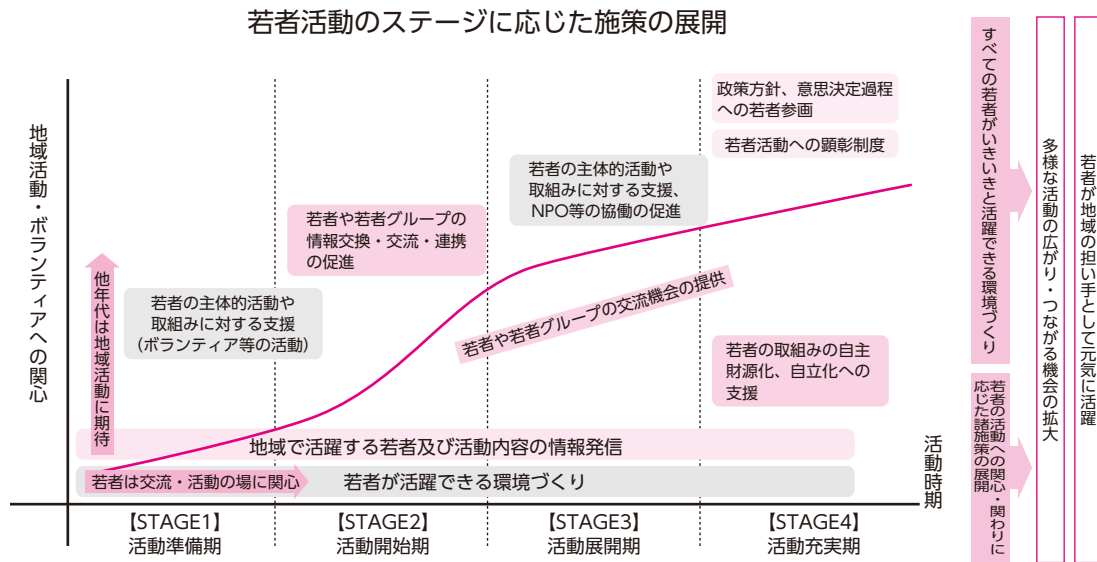
施策の方向8 多様な活動の促進、つながる機会の拡大

- ① 若者の主体的な取組み、多様な活動の促進
 - 若者の主体的な活動や活力創出の取組みに対する支援の充実
 - 地域課題の解決に取り組むNPOや若者グループの育成と支援
 - 地域を題材とした課題解決型の学習の機会の提供と人材育成
- ② 若者・若者グループの交流促進、レベルアップへの支援
 - 若者や若者グループ、学生、移住者等との情報交換、交流、連携、協働の促進
 - 若者の取組みの自主財源化、自立化に向けた支援
 - 困難を有する若者の社会参加に向けた若者グループとの交流促進

若者が活躍できる環境づくりの施策展開

県では、若者が活躍できる環境づくりのため、対象となる若者の地域活動やボランティアへの関心や活動ステージに応じた若者支援施策を展開しています。

具体的には、①（参加型ボランティア等の）若者の活動・取組みに対する支援から、②若者・若者グループ間の交流連携、③若者自ら実施する活動・取組みへの支援・NPO等との協働の促進、④県の政策方針への参画促進の4つの施策を展開し、地域で活躍する若者の多様な活動の広がり・つながる機会の拡大を図り、若者が地域の担い手として元気に活躍することを目指します。



Column 若者の活躍応援の取組み



表彰状授与式の様子

〔輝けやまがた若者大賞〕

本県の地域活性化に寄与する若者の優れた功績・成果及び地道な取組みなどを顕彰することにより、多くの若者を元気づけ、自信の創出を図り、若者が活躍できる風土づくりの推進に資することを目的に平成23年度に創設しました。これまで4年間で25団体・4個人が受賞しています。

〔やまがた若者チャレンジ応援事業〕

若者が企画実行する地域の活力創出の取組みやアイデアの実現化の機会を提供し、県づくりへの若者の参画を促進することを目的に、平成25年度より実施しています。



平成26年度採択事業の様子
(県産フルーツを用いたカクテルイベント)

基本的方向5 若者のライフステージに応じた総合的な支援

施策の主な対象 思春期～ポスト青年期の若者

少子高齢化や厳しい経済・雇用情勢の中にあって、若者の安定した生活基盤を確保し、若者が職場や家庭において十分に役割と責任を果たすための環境づくりが必要です。

このため、若者が活躍できる雇用・就業の場を創出し、安心して働くことのできる就業環境を整備するとともに、結婚、子育て支援をさらに充実し、仕事と家庭の両立を支援するなど、仕事、結婚、子育てなど若者のライフステージに応じた総合的な支援を推進します。

施策の方向9 若者の職業的自立、就労支援

① 就学から就労への円滑な移行に向けた取組みの推進

- 通常の学習環境に困難を有する生徒等の就労に向けた学校と関係機関の連携強化による職業教育・職業訓練と就労支援に向けた取組みの推進
- 就職後の仕事のミスマッチをなくし、早期離職を防ぐため、生徒個々の適性や進路希望に応じ、地域産業界と連携した就職指導の推進
- 若者の県内定住・県内回帰に向けた高校生、大学進学者等に対する県内産業や企業に関する理解向上、就職に関する情報発信の強化

② 若者が活躍できる雇用・就業の場の創出

- 若者の志向に対応した就労の場の確保や起業、マッチングの促進
- 地域資源を活用した若者の雇用につながる新たな就業機会の創出
- 行政、教育、企業、NPO等の連携による若者の県内就職に向けた取組みの推進

③ 若者が働きやすい就業環境の整備

- 若者が魅力を感じ安心して働くことのできる労働環境の整備・相談体制の充実
- 若者の活躍支援、地域での多様な活動への理解促進、仕事と生活の両立支援に取り組む事業所の普及啓発
- 就業の意欲や能力の向上と機会の提供等人材育成の推進



施策の方向10 結婚、子育て、仕事と家庭の両立支援

① 結婚、子育て支援の充実・強化

- 結婚観・家庭観の醸成のための将来を見据えたライフデザイン形成支援
- 結婚、出産、子育て期の切れ目のない支援「“やまがた”結婚・子育て安心ライフ・サポート」の推進
- ひとり親家庭に対する生活・自立支援の展開

② 仕事と家庭の両立支援の推進

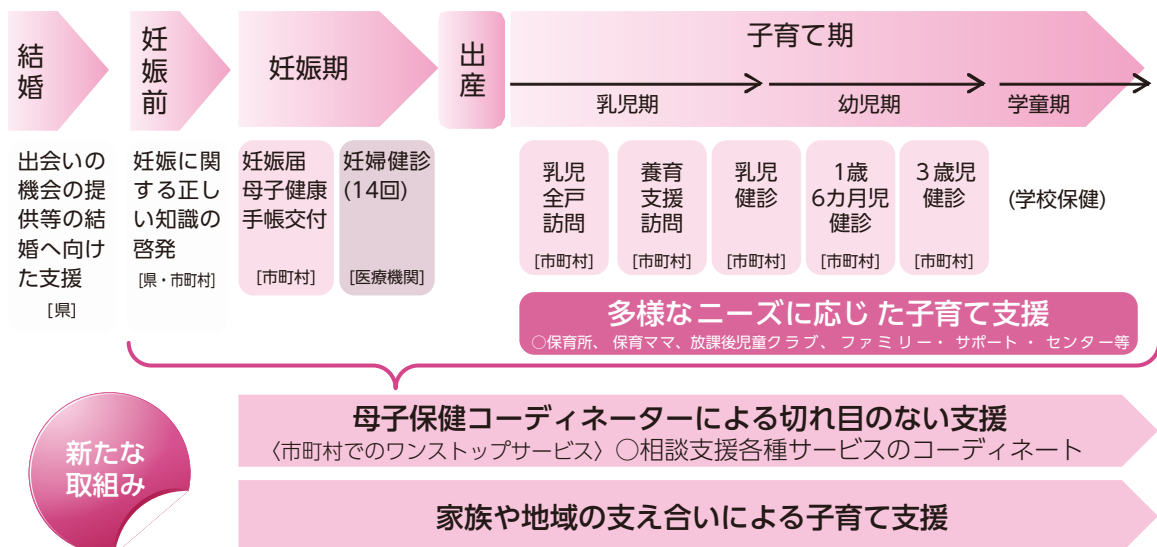
- 両立を支援する保育サービス等の充実
- 企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組み強化
- 男性の育児・家事参画のさらなる促進

“やまがた”結婚・子育て安心ライフ・サポートの推進

オール山形による新たな結婚支援の仕組みづくりや、地域のつながりを活かした切れ目のない子育て支援体制づくりなど、山形ならではの家族や地域の支え合う文化・特性を活かして、安心して結婚し、子どもを生み育てられる「“やまがた”結婚・子育て安心ライフ・サポート」を推進します。

結婚・子育て安心ライフサポートの推進

～ライフステージに応じた切れ目のない支援を展開～



Ⅲ 困難を有する子ども・若者や家族への支援

基本的方向6 様々な状況ごとの相談と支援の充実

施策の主な対象 乳幼児期～ポスト青年期の子ども・若者

特別な支援を必要とする子ども・若者が有する困難は、ニート、ひきこもり、不登校等社会生活を営む上での困難や、障がい、また、虐待をはじめとする犯罪被害など多岐にわたっていることから、関係機関、団体がそれぞれの専門性を活かし、一人ひとりの発達段階に応じた支援を行っていくことが必要です。また、昨今の社会情勢を背景とした、子どもの貧困問題が新たな課題となっています。

それらに対応するため、訪問支援（アウトリーチ）等の支援に携わる人材の養成や発達障がいの可能性のある子ども・若者に対する継続的な支援、子どもの貧困問題への対応など様々な状況に応じた相談支援の充実を図ります。

施策の方向11 ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援

① ニート等の若者への支援

- ニート、ひきこもりの若者の職業的自立のための、それぞれの状況に応じた個別的、継続的支援の実施

② ひきこもりへの支援

- ひきこもり相談支援窓口「自立支援センター巣立ち」、保健所における相談の充実
- ひきこもりサポーターや訪問支援（アウトリーチ）等の支援に携わる人材の養成

③ 不登校の子ども・若者や中退者への支援

- 未然防止、早期発見・早期対応につながる取組みや関係機関等と連携した取組みの推進
- 高校中退者や不登校経験者等への「学び直し」の機会の充実
- 多様な学習ニーズに対応した、より柔軟な教育課程を備えた新しいタイプの学校づくり

④ ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援

- 社会参加に困難を有する子ども・若者や家族が相談しやすい環境づくりと支援体制の確立
- ニート・ひきこもり等の子ども・若者の自立支援のための社会参加や交流機会の提供

施策の方向12 障がいのある子ども・若者の支援

① 障がいのある子ども・若者の支援

- 発達障がいのある子ども・若者、家族に対するライフステージに応じた支援や関係機関が相互に連携した地域支援体制の充実
- 保健、医療、福祉等関係機関と連携した特別支援教育の推進

施策の方向13 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援

① 非行防止・立ち直り支援

- 少年の規範意識の向上と少年を見守る社会機運を醸成する活動の推進

② いじめ・暴力行為への対策

- 学校、家庭、地域が連携したいじめ防止に向けた取組みの推進
- 問題行動を起こす児童生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な取組みの推進

施策の方向14 子どもの貧困問題への対応、虐待、性犯罪等被害防止

① 子どもの貧困問題への対応

- 子どもの貧困問題、貧困の世代間連鎖の解消に向けたスクールソーシャルワーカー活用など、学校を窓口とした福祉機関との連携等による教育の支援、生活の支援、就労支援、経済的支援の推進

② 児童虐待防止対策

- 妊娠、出産から子育てまでの相談しやすい体制の充実
- 発生予防から早期発見、早期対応、適切な保護、アフターケアに至る関係機関間の適切な連携の強化

③ 性犯罪等被害への対応

- 被害を受けた子ども・若者の治療や精神的負担の軽減を図る専門支援や相談体制の整備

施策の方向15 外国にルーツを持つ等特に配慮が必要な子ども・若者の支援

① 外国にルーツを持つ等特に配慮が必要な子ども・若者の支援

- 外国にルーツを持つ子ども等特に配慮が必要な子どもの教育の推進

基本的方向7 安心して生活できる体制の構築

施策の主な対象 乳幼児期～ポスト青年期の子ども・若者

子ども・若者が抱える困難な状況は多岐にわたっており、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護などの各分野の関係機関、団体が相互に連携し、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援が必要です。

このため、NPOとの協働や市町村における相談対応の促進など地域の実情に応じた総合的な相談・支援体制を確立するとともに、関係機関等の連携・協力体制を強化し、子ども・若者の育成支援に関わる支援者、協力者を養成する等、困難を有する子ども・若者が安心して生活できる体制の構築を図ります。

また、子ども・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行います。

施策の方向16 総合的な相談・支援体制の確立

① 総合的な相談・支援体制の確立

- NPOとの協働による相談支援拠点の体制強化
- 社会参加の機会につながる安心して過ごせる居場所や交流・活動する場の整備
- より身近な相談窓口となる市町村における相談対応の促進

② 相談しやすい環境づくり

- 最も身近な支援者となる家族への支援の充実・強化
- 適切な情報提供やともに支え合い学び合う場の確保
- 継続的な周知・広報の取組みを通じた県民理解の促進

施策の方向17 重層的な子ども・若者支援ネットワークの構築

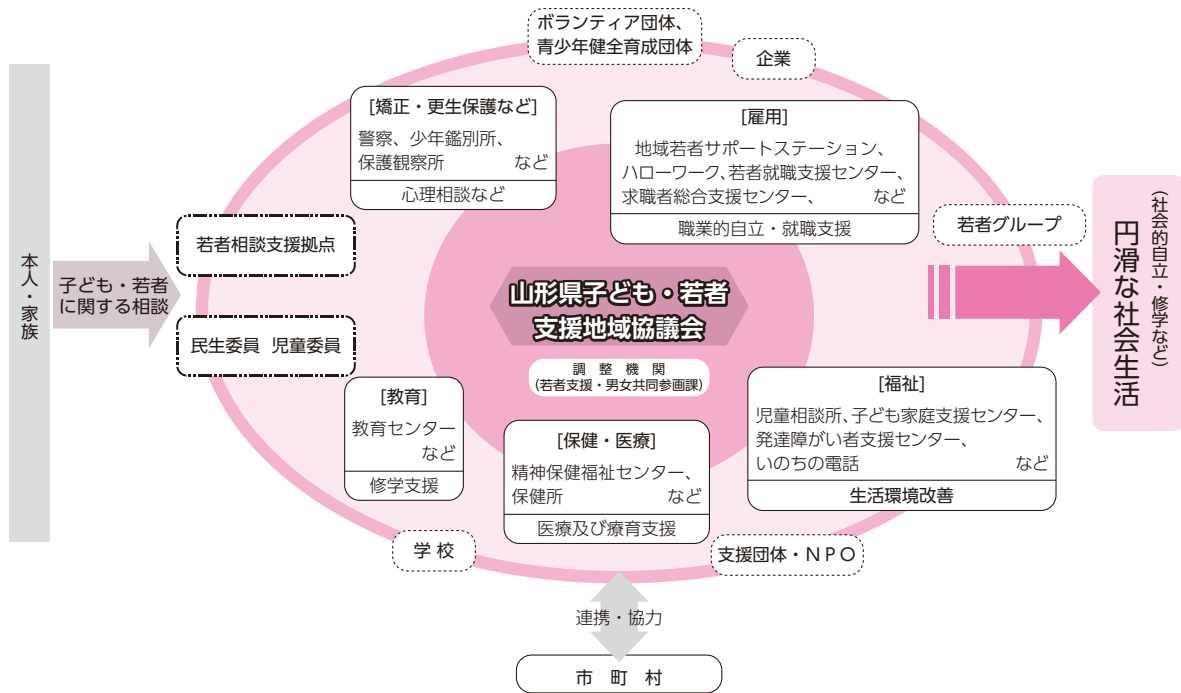
① 主体や分野を越えたネットワークの構築

- 「山形県子ども・若者支援地域協議会」を活用した、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護などの各分野における関係機関等による相互の連携・協力体制の強化
- 市町村、民生委員・児童委員等との連携による地域支援ネットワークの構築
- 子ども・若者のライフサイクルを踏まえた継続的な支援体制の整備

② 支援者、協力者の養成、確保

- 相談支援機関、団体、NPO等における支援者の養成と支援対応能力の向上
- 民生委員・児童委員と協働した地域での支援の仕組みづくり
- 学生ボランティア、若者グループ等同世代又は年齢の近い世代による支援の仕組みづくり

山形県子ども・若者支援ネットワークの体系図



山形県子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者支援地域協議会は、社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対し、効果的かつ円滑な支援を図ることを目的に、子ども・若者育成支援推進法により地方公共団体に設置が求められているものです。

本県では平成24年に設置し、教育、保健・医療、福祉、雇用、矯正・更生保護など、各分野の構成機関や民間団体が連携・協議する場として、分野や主体の境界を越えた顔の見える関係づくりを進めています。



第5章 施策の推進に向けて

1 施策の推進体制

(1) 全庁的な推進体制

知事部局、教育委員会、警察本部により構成する「山形県子ども・若者育成支援推進本部」を設置し、本計画に掲げた施策を総合的に推進します。

(2) 審議会等による有識者、県民意見の反映

有識者等で構成される「山形県青少年健全育成審議会」をはじめ、当事者である子ども・若者自身も含めた県民の意見を収集し、施策の推進に反映するよう努めます。

(3) 関係機関、団体、NPOとの連携、協力

子ども・若者育成支援に関する施策は、教育、保健、医療、福祉、雇用、矯正・更生保護等の各分野にわたります。子ども・若者支援地域協議会をはじめ、NPO、民生委員・児童委員、ボランティア、若者グループ、青少年健全育成団体等とのネットワークの充実強化を図ります。

(4) 市町村との連携推進

市町村における子ども・若者の育成支援が効果的かつ円滑に実施されるよう、地域の課題や社会資源を共有するなど、市町村との連携を図りながら支援を推進します。

2 周知・広報

(1) 広報啓発と情報提供

子ども・若者の育成支援に関する県民の理解や協力を促進するための取組みを推進するとともに、子どもや若者に届きやすく、わかりやすい情報提供を実施します。

(2) 情報の収集と発信

政府の動向、県外の先進事例に関する情報の収集、課題や実態の把握を行うとともに、本県の子ども・若者支援施策に関する情報の発信に努めます。

3 施策の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、施策の推進状況を把握し、報告書としてとりまとめ、公表するとともに、「山形県青少年健全育成審議会」に報告し、審議会からの提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていきます。

社会情勢や状況変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



參考資料

「山形県子ども・若者ビジョン」の概要

第1章 策定にあたって

■ 趣 旨

不登校、ひきこもり等社会参加に困難を有する子ども・若者をはじめ、すべての子ども・若者の育成支援を県民が一体となって推進していくための指針について定めるもの。

■ 位置づけ

「子ども・若者育成支援推進法」に規定する青少年の健全な育成 ※「やまがた子育て応援プラン」、「第6次山形県

第2章 現状と課題

1 子ども・若者の現状

- 子ども・若者人口の減少
 - ・45年間で約60万人から30万人へ半減
 - ・若者の県外流出
 - 人口減による地域の担い手不足
- 子ども・若者の意識と行動
 - ・児童生徒の自己肯定感を持つ割合、ボランティア活動の行動率が全国平均以上
 - ・若者の活躍が十分に知られていない
 - さらなる周知や活動の機会が必要

2 社会環境・状況の変化

- 情報化社会の進展
 - ・インターネット、スマートフォンの普及
 - ・有害情報（危険ドラッグ等）の氾濫
 - 健全な成長への負の影響
- 若者の生活・就労環境の変化
 - ・若年者雇用の不安定化
 - ・若者の生活基盤の弱体化
 - 社会的自立の遅れ

3 困難を有する子ども・若者

- 抱える問題が複雑化・深刻化、多様化
 - ・不登校や中退、ニートやひきこもり
 - ・発達障がい、子どもの貧困問題
 - 分野ごとの対応では限界
- 困難を有する若者は全県的に所在
 - ・1,607名。内15～39歳 855名（全体の53%）
 - ・期間は長期化の傾向、5年以上が半数

- ✓ 地域の多様な担い手の育成
- ✓ 就学から就労への円滑な移行
- ✓ 困難を有する若者や家族への支援
- ✓ 制度と制度の狭間や新たな課題への対応

第3章 基本的な考え方

3つの柱と基本方針

I 子ども・若者の育成と自立に向けた支援

一人ひとりが安心できる環境の中で、自分を大切にし、他者と関わりを持ちながら、**よりよい社会を共に創りあげていく力**を身につけることができるよう、**社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支援**します。

II 若者が活躍できる環境づくりの推進

若者が地域とつながり、人とのつながりの中で、**持てる力を十分に発揮**し、地域、職場、家庭において役割と責任が果たせるよう、**若者が県づくりの主体として活躍できる環境づくり**を推進します。

III 困難を有する子ども・若者や家族への支援

困難を有する子ども・若者とその家族が地域に包摂され、困難な状況にあっても**希望を持って生活**できるよう、**分野や主体の境界を越えて地域全体で互いに連携協力**し、継続的な支援を実施します。

推進のための3つの視点

- ☆子ども・若者の意見や立場を尊重
- ☆一人ひとりの状況に応じた社会全体での重層的な支援
- ☆地域の社会関係資本を積極的に活用

～子ども・若者一人ひとりが夢と希望を持ち、輝いて生きていける山形県をめざして～

定する都道府県子ども・若者計画、「山形県青少年健全育に関する基本計画として位置づける。
教育振興計画(案)」等子ども・若者育成支援の関連計画との連携を図る。

- 期間
平成27年度から31年度までの5年間
- 対象 0歳から40歳未満まで
(主に学童期～青年期に重点)

第4章 支援施策の方向

7つの基本的方向

17の施策の方向

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 子ども・若者の自己形成支援</p> | <p>① 日常生活能力の習得
② 豊かな心と健やかな体の育成、郷土愛の醸成</p> |
| <p>2 子ども・若者の社会形成・社会参加支援</p> | <p>③ 社会的自立に向けた支援と社会参加の推進
④ 社会の変化に対応し社会に貢献できる力の育成</p> |
| <p>3 社会全体で支えるための環境づくり</p> | <p>⑤ 家庭、学校、地域の連携・協働の推進
⑥ 社会環境の健全化の推進</p> |
| <p>4 若者が活躍できる基盤づくりへの支援</p> | <p>⑦ 若者の活躍を推進する機運の醸成
⑧ 多様な活動の促進、つながる機会の拡大</p> |
| <p>5 若者のライフステージに応じた総合的な支援</p> | <p>⑨ 若者の職業的自立、就労支援
⑩ 結婚、子育て、仕事と家庭の両立支援</p> |
| <p>6 様々な状況ごとの相談と支援の充実</p> | <p>⑪ ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者の支援
⑫ 障がいのある子ども・若者の支援
⑬ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援
⑭ 子どもの貧困問題への対応、虐待、性犯罪等被害防止
⑮ 外国にルーツを持つ等特に配慮が必要な子ども・若者の支援</p> |
| <p>7 安心して生活できる体制の構築</p> | <p>⑯ 総合的な相談・支援体制の確立
⑰ 重層的な子ども・若者支援ネットワークの構築</p> |

子ども・若者一人ひとりが、夢と希望を持ち、輝いて生きていける山形県

第5章 施策の推進に向けて

- 子ども、若者自身も含めた県民意見の収集と施策への反映
- 教育、保健、医療、福祉、雇用、警察等関係機関、団体、NPO等との連携、協力
- 市町村との連携推進
- 県民理解と協力促進のための広報啓発と情報提供

山形県子ども・若者ビジョンの策定経過

年月日	事項等
平成26年5月30日	第1回山形県青少年健全育成審議会（諮問） 山形県子ども・若者計画（仮）策定に関する検討会設置を決定
6月13日	第1回山形県子ども・若者計画（仮）に関する検討会
7月25日	第2回 同上
8月1日	第3回 同上／第1回現地調査（置賜地域）
8月21日	県議会子ども・若者特別委員会 策定状況について説明
9月4日	各部局意見照会（第1回）
9月12日	第4回山形県子ども・若者計画（仮）に関する検討会 ／第2回現地調査（最上地域）
10月17日	第5回 同上
11月5日	審議会委員意見照会
11月下旬	山形県子ども・若者ビジョン（仮称）に関するアンケート
12月3日	各部局意見照会（第2回）
12月5日	第6回山形県子ども・若者計画（仮）に関する検討会 山形県子ども・若者ビジョン（仮称）素案策定
12月16日	県議会厚生環境常任委員会 策定状況について説明
12月24日	国関係機関・市町村への意見照会 素案に関するパブリックコメントを実施（1カ月間）
平成27年2月4日	第2回山形県青少年健全育成審議会（答申）
3月2日	山形県青少年総合育成本部幹事会（書面）
3月23日	山形県青少年総合育成本部委員会

山形県青少年健全育成審議会委員名簿

(平成27年2月4日現在)

分野	所属等	氏名	摘要
県議会	県議会議員	矢吹 栄 修	
国の関係機関	山形労働局雇用均等室長	宮村 雅 江	
	山形少年鑑別所専門官	内山 博 之	
教育関係団体	県高等学校長会	鈴木 慈	○
	県小学校長会	會田 以久子	
	県PTA連合会長	新関 徳次郎	
	県PTA連合会母親委員長	高橋 裕 美	
青少年育成団体	県青少年育成県民会議常任理事	長岡 好 永	○
	青少年育成アドバイザー協議会	茅野 博	
	県子ども会育成連合会長	山口 四 郎	○
	山形市青少年指導センター少年相談員	大場 ひろみ	
関係業界団体	県書店商業組合	深瀬 勝 照	
	CDビデオレンタル商業組合山形県支部	渡邊 京市朗	
有識者	副会長／大学教授	水野 則 子	○
	大学教授	上山 眞知子	○
	会長／弁護士	細谷 伸 夫	○
	山形新聞社代表取締役社長	寒河江 浩 二	
	県看護協会	菊地 圭 子	
	有識者	熊谷 弘 美	○
	有識者	武田 靖 子	○

〔○：計画策定に関する検討会委員〕

山形県青少年健全育成条例

(昭和54年3月26日山形県条例第13号)

一部抜粋

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念及び県等の責務を明らかにし、県の施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止について必要な措置を講ずることにより、青少年の健全な育成に資する良好な環境を整備し、もつて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(基本理念)

第3条の2 青少年の健全な育成は、青少年が、健康に成長するとともに、思いやりのある豊かな心をはぐくみ、社会の一員として自覚と責任を持つて、次代の社会の担い手として自立することを旨として行われなければならない。

2 青少年の健全な育成は、すべての県民の協力の下に、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる生活の場において行われなければならない。

3 青少年の健全な育成は、青少年の人権が尊重されるとともに、青少年の発達段階に応じて、必要な配慮がなされなければならない。

4 青少年の健全な育成に関する取組を行うに当たっては、家庭及び学校が果たすべき役割の重要性にかんがみ、家庭及び学校の主体的な取組が尊重されるとともに、その役割を果たすことができるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、国、市町村、関係団体等と緊密な連携を図るとともに、青少年の健全な育成に関する施策を総合的に推進するものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、青少年が健全に育成されるように自ら努めるとともに、県及び市町村が行う青少年の健全な育成を図るための施策に協力するように努めるものとする。

2 地域住民は、互いに協力し、青少年の健全な育成に資する良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における行事等を通じ、青少年の健全な

育成に努めるものとする。

3 学校の関係者その他青少年の育成に携わる者は、その職務又は活動を通じて互いに協力し、積極的に青少年の健全な育成に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条の2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、青少年の健全な育成に配慮するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第6条の3 保護者は、その保護監督する青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚するとともに、青少年に対する深い愛情と理解を持ち、良好な家庭環境の中で青少年を心身ともに健全に育成する責務を果たすものとする。

(青少年の努力)

第6条の4 青少年は、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自ら、心身ともに健全に成長するよう努力するものとする。

(施策の基本)

第6条の5 県は、青少年の健全な育成に関する施策の実施に当たっては、青少年、県民、事業者、保護者等による青少年の健全な育成に関する自主的な活動を促進し、積極的かつ効果的に行うことを基本とする。

(施策の大綱)

第6条の6 県は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) 青少年の自主的かつ健全な活動の支援

(2) 青少年の健全な育成を目的とする団体の活動の支援

(3) 地域住民による青少年の健全な育成に関する活動の支援

(4) 家庭における青少年の健全な育成の支援

(5) 青少年を取り巻く環境の改善及び青少年の非行の防止に関する活動の促進

(6) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な

成長に資する支援

(基本計画の策定)

- 第6条の7 知事は、前条各号に掲げる事項に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
- 2 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、山形県青少年健全育成審議会の意見を聴くものとする。
 - 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
 - 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民運動の推進等)

- 第6条の8 県は、青少年の健全な育成に関する活動が県民が一体となつた運動として行われるよう、県民、事業者及び民間団体の当該活動への参加を促進するための情報の提供を行うとともに、当該活動を推進する団体に対し、その自主的な活動が促進されるよう、青少年の健全な育成に関する学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の公表)

- 第6条の9 知事は、毎年度、青少年及び青少年を取り巻く環境の状況並びに青少年の健全な育成に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(設置)

- 第19条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項及び青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議させるため、山形県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(会議)

- 第22条 審議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
 - 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

- 第22条の2 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
 - 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）
- 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）
- 第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）
- 第五章 罰則（第三十四条）
- 附 則

第一章 総 則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重

んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項
ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの（以下「関係機関等」という。）は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援（以下この章において単に「支援」という。）を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に

対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関

が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

- 2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見

を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣

が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

児童の権利に関する条約（概要）

この条約は、我が国が締約国となっている「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」において定められている権利を児童について広範に規定するとともに、更に、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項をも規定したものであって、前文、本文54箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 児童の定義

児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く（第1条）。

2 締約国の義務

(1) 一般的義務

(イ) 締約国は、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する（第2条）。

(ロ) 児童に関するすべての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮される（第3条）。

(ハ) 締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる（第4条）。

(ニ) 締約国は、父母、法定保護者等が児童の発達しつつある能力に適合する方法で適当な指示及び指導を与える責任、権利及び義務を尊重する（第5条）。

(2) 生命に対する権利

締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する（第6条）。

(3) 登録、氏名、国籍等についての権利

(イ) 締約国は、児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し及び国籍を取得する権利の実現を確保する（第7条）。

(ロ) 締約国は、児童が国籍、氏名及び家族関係

を含むその身元関係事項を保持する権利を尊重し、その身元関係事項が不法に奪われる場合には、これを回復するため、適当な援助及び保護を与える（第8条）。

(4) 家族から分離されない権利

(イ) 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方又は双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重する（第9条）。

(ロ) 家族の再統合のための児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う（第10条）。

(ハ) 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる（第11条）。

(5) 意見を表明する権利

締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される（第12条）。

(6) 表現の自由についての権利

児童は、表現の自由についての権利を有する（第13条）。

(7) 思想、良心及び宗教の自由についての権利

締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する（第14条）。

(8) 結社及び集会の自由についての権利

締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める（第15条）。

(9) 干渉又は攻撃に対する保護

いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない（第16条）。

(10) 情報及び資料の利用

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が多様な情報源からの情報及び資料を利用し得ることを確保する（第17条）。

- (11) 家庭環境における児童の保護
- (イ) 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するとの原則の認識を確保するために最善の努力を払う（第18条）。
- (ロ) 締約国は、虐待、放置、搾取（性的虐待を含む。）等から児童を保護するためのすべての適当な措置をとる（第19条）。
- (ハ) 家庭環境を奪われた児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第20条）。
- (ニ) 締約国は、児童の養子縁組に当たり、児童の最善の利益について最大の考慮が払われること、また、権限のある当局によってのみこれが認められることを確保する（第21条）。
- (12) 難民の児童に対する保護及び援助
- 締約国は、難民の地位を求めている児童又は難民と認められている児童が適当な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適当な措置をとる（第22条）。
- (13) 医療及び福祉の分野における児童の権利
- (イ) 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第23条）。
- (ロ) 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める（第24条）。
- (ハ) 締約国は、養護、保護又は治療を目的として収容された児童に対する処遇等に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める（第25条）。
- (ニ) 締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、このための必要な措置をとる（第26条）。
- (ホ) 締約国は、相当な生活水準についての児童の権利を認める（第27条）。
- (14) 教育及び文化の分野における児童の権利
- (イ) 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる（第28条）。
- (ロ) 締約国は、児童の教育が、児童の人格、才能等を最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること等を指向すべきことに同意する（第29条）。
- (ハ) 少数民族に属し又は原住民である児童は、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない（第30条）。
- (ニ) 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童が遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める（第31条）。
- (15) 搾取等からの児童の保護
- (イ) 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは教育の妨げとなり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める（第32条）。
- (ロ) 締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な使用からの児童の保護等のためのすべての適当な措置をとる（第33条）。
- (ハ) 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する（第34条）。
- (ニ) 締約国は、児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な措置をとる（第35条）。
- (ホ) 締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する（第36条）。
- (16) 自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取扱い及び武力紛争における児童の保護
- (イ) 締約国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと等を確保する。締約国は、また、自由を奪われた児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認

められない限り成人とは分離されること等を確保する（第37条）。

(ロ) 締約国は、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するためのすべての実行可能な措置をとる（第38条）。

(ハ) 締約国は、放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる（第39条）。

(ニ) 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての意識を促進させるような方法等で取り扱われる権利を認める（第40条）。

3 条約と国内法及び他の国際法との関係

この条約のいかなる規定も、締約国の法律及び締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない（第41条）。

4 条約の広報義務

締約国は、この条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する（第42条）。

5 委員会の設置等

(1) この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、

児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する（第43条）。

(2) 締約国は、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長を通じて委員会に提出することを約束する（第44条）。

(3) 委員会は、専門機関及び国連児童基金その他の国連の機関からこの条約の実施についての報告を提出するよう要請することができる。また、委員会は、提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる（第45条）。

6 最終条項

署名、批准、加入、効力発生、改正、留保等について規定している（第46条から第54条まで）。

(注) 1989年の第44回国連総会において採択、1990年9月2日発効。193か国が締結（2014年2月現在）。我が国は、1990年9月署名、1994年3月国会の承認を得て、同年4月22日批准。同年5月22日に我が国について発効。また、2000年5月には「児童の権利に関する条約」の目的及び規定を更に達成することを目的とした「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の二つの選択議定書が国連総会において採択され、我が国はそれぞれ2004年8月2日及び2005年1月24日に批准した。

山形県子ども・若者ビジョン

平成27年3月

発行 山形県子育て推進部若者支援・男女共同参画課
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
電話 023-630-2262
E-mail : ywakamono@pref.yamagata.jp